

令和 7 年 9 月 八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 7 年 9 月 2 日（火曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 7 年 9 月 2 日（火曜日）午前 10 時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 59 号 八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 60 号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 6 議案第 61 号 八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第 62 号 工事請負変更契約の締結について

第 8 議案第 63 号 工事請負変更契約の締結について

第 9 議案第 64 号 令和 7 年度八峰町一般会計補正予算（第 5 号）

第 10 議案第 65 号 令和 7 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

第 11 議案第 66 号 令和 7 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

第 12 議案第 67 号 令和 7 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 2 号）

第 13 発議第 10 号 決算特別委員会の設置について

第 14 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

第 15 議案第 68 号 令和 6 年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について付託

第 16 議案第 69 号 令和 6 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 17 議案第 70 号 令和 6 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 18 議案第 71 号 令和 6 年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 19 議案第 72 号 令和 6 年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第 20 議案第 73 号 令和 6 年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第 21 議案第 74 号 令和 6 年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について

第 22 議案第 75 号 令和 6 年度八峰町下水道事業会計決算認定について

第 23 議案第 76 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 24 陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について

出席議員（11 人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	6 番 菊 地 薫	7 番 腰 山 良 悦
8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人	10 番 門 脇 直 樹
11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也	

欠席議員（1 人）

5 番 水 木 壽 保

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	岡 本 勇 人
財 政 課 長	堀 内 敬 文	企画政策課長	高 杉 泰 治
建 設 課 長	浅 田 善 孝	防災町民課長	工 藤 善 美
農林水産課長	堀 内 和 人	商工観光課長	成 田 拓 也
税務会計課長	今 井 利 宏	福祉保健課長	菊 地 俊 平
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 本 望
生涯学習課長	鈴 木 美由紀	農業委員会事務局長	内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	石 上 義 久	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には、いつも本当熱心に傍聴いただき、ありがとうございます。

これより令和7年9月八峰町議会定例会を開会します。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、6番菊地 薫君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月29日、議会運営委員会を開催し、8月26日付けで議長から諮問のあった令和7年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から12日までの11日間とし、日程等においては、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告申し上げます。

なお、陳情が採択となった場合は、意見書提出の発議を最終日に追加いたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会副委員長報告の日割表及び議事日程表により本日から12日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営

委員会副委員長報告のとおり、本日から12日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和7年9月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、8月20日から大雨についてであります。

東北北部に停滞した前線の影響により、県内においては、24時間降水量が8月として観測史上最大となる地点があったほか、本町においても、非常に激しい雨により道路の一部崩落や河川の決壊などの被害があったところであります。

幸いにも、人的及び住家被害はありませんでしたが、公共土木施設や農地、農業用施設等の被害額は、約6,000万円と見込んでおります。

被害に遭われた皆様に対しましては、心よりお見舞いを申し上げます。

町では、大雨に関する気象情報を受け、20日午後6時に「災害対策連絡部」を設置し情報収集にあたっておりましたが、その後、洪水警報や土砂災害警戒情報が発令されたことを踏まえ、午後7時35分に「災害対策警戒部」に改組の上、地元消防団と連携し河川の水位等の警戒にあたりました。

ほどなく、雨脚が弱まり、予想される降水量も減少の見込みであったため、避難所の開設や避難指示の発令は実施せず、翌21日の正午に警戒部を解除したところであります。

今後も、大雨が予想される場合は、早い段階から情報収集や警戒体制を整え、防災行政無線やホームページ、エリアメール、八峰町公式LINEなどの情報システムを活用し、迅速で安全な避難誘導に努めてまいります。

なお、被災施設の復旧事業につきましては、国や県と連携しながら、速やかな本復旧に向けて全力で取り組んでおりますが、早急に着手すべき事業費を取りまとめ、今定例

会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

次に、8月20日に峰栄館において開催いたしました「戦没者追悼式・平和祈念式典」についてであります。

式典には、ご遺族やご来賓など34名の皆様にご臨席を賜り、先の大戦で犠牲となりました方々に哀悼の意を表し、平和を守っていくことをお誓いいたしました。

戦後80年の節目として「平和祈念式典」を加え、八峰中学校生徒による平和へのメッセージ朗読と、コーラスうらの皆様より「ふるさと」を追悼歌として歌っていただきました。

今後も、幅広い世代へ平和の尊さを伝えていくとともに、多くの教訓を風化させることなく、不戦の決意を再確認したところであります。

次に、「デマンド型乗合有償運送事業」についてであります。

デマンド型乗合有償運送、「八^はっちゃん」につきましては、令和4年10月から取り組んでおりますが、これまで大きな混乱や利用者からの苦情もなく、順調に運行しているところであり、令和6年度は、延べ2,499人の方々からご利用いただいております。

また、更なる利便性の向上を図るため、昨日から運行時間を四時間延長し、午後9時まで運行しております。

高齢化率が5割以上の本町にとって、ドア・ツー・ドアで移動できるデマンド型乗合有償運送は、町民の大事な交通手段の一つであると捉えており、今後も、利用者の声を大事にしながら、更なる利便性の向上に努めてまいります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

町では、人口減少対策の一環として、民間事業者との連携により旧峰浜庁舎跡地の遊休地を利活用し、10世帯が入居できる定住促進住宅を整備しておりますが、7月9日の入居申込みをもって満室となりました。

入居者数については、全18名となっておりますが、そのうち、町外からの転入者が約半数となっております。

今後、住宅需要の把握に努めながら、施設の増設等を含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、8月3日に能代港下浜岸壁ふ頭で開催された「能代市山本郡消防操法大会」についてであります。

町からは、ポンプ車操法の部に1隊、小型ポンプ操法の部に3隊が代表として出場し

たところではありますが、各選手は連日夜遅くまで訓練してきた成果を発揮し、小型ポンプ操法の部において第10分団が第3位の好成績を収めました。

6月から、暑い中、連日訓練に参加された消防団の皆様と長期間にわたりご指導いただきました八峰消防署の皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、八森地区の海岸における一斉清掃についてであります。

6月29日に実施した海岸清掃は、早朝からの作業にもかかわらず、194名の方々からご協力いただき、可燃ごみと不燃ごみを合わせて約4 tのごみが拾い集められました。

ごみの多くは漁具などの漂流物でありましたが、中にはタイヤなど不法投棄されたものもあったことから、町では、引き続き、モラルの向上や不法投棄防止の啓発に努めてまいります。

また、大雨による影響で大量に漂着している流木については、海岸の景観を損ねるだけでなく、海岸保全施設の機能を阻害することになるため、海岸管理者である県に対し、引き続き、流木等の対策を働きかけてまいります。

次に、「白神の環」^わ地域共生協議会の設立についてであります。

本町及び能代市における風力発電事業をはじめとする次世代エネルギーの普及を推進し、地域組織等による地域活性化の取り組みを支援する団体として、本町及び能代市のほか、有識者や地元関係者により構成される、「白神の環」^わ地域共生協議会が8月27日に設立されました。

本協議会では、企業からの拠出金等を活用し、次世代エネルギーを活用した地域活性化に向けたセミナーやワークショップを開催するほか、住民や地域組織等が行う地域課題解決に資する取り組みに対し、助言や資金援助等を行うこととしております。

今後、町といたしましても、風力発電事業による恩恵を地域の皆様に実感していただけるよう協議会と連携し、取り組みを進めてまいります。

次に、eスポーツ大会「八峰闘演武」^{とうえんぶ}の開催についてであります。

近年、eスポーツは、国際的なスポーツ大会の正式種目になり、大手企業がスポンサーになるなど、社会的な認知度が高まっているほか、県では、eスポーツが地域活性化や高齢者の健康増進、世代間交流等を目的に推進しているところであります。

こうした中、県内最大規模となります格闘ゲームイベント「八峰闘演武」^{とうえんぶ}が、町文化交流センターにおいて9月14日に開催されることとなりました。

大会当日は、フリー対戦会や初心者向けの体験会も同時開催されるほか、プロゲー

マーを招くなど、多くの愛好者からも注目を集めております。

こうした取り組みは、町のPRはもとより、町民の生き生きと暮らせるまちづくりに大きく寄与するものであることから、町といたしましても積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。

秋田県は、今年も小学6年生、中学3年生ともに全国平均を上回る成績であり、本町の状況につきましても、県平均を上回る良好な結果でありました。

今後は、調査結果を検証し、学級全体や個々の課題を明らかにした上で、学習の定着を図るとともに、ICTを活用しながら、授業改善に取り組み、更なる学力の向上に努めてまいります。

次に、6月に開催いたしました「町長と子育て世代とのお迎えミーティング」についてであります。

これは、新たな子育て支援策を検討するため、子育て世代から直接ヒアリングを実施したものでありますが、保護者が園児を迎えに来る時間を活用し、峰浜ポンポコ子ども園では17名、八森子ども園では12名の保護者からご参加いただきました。

保護者からは、「町内に病後児保育施設等を整備してほしい」、「子どもたちが気軽に遊べる場所が欲しい」、「誕生祝い金を拡充してほしい」、「子ども園に布団やオムツを持っていくのが大変」など、様々なご意見をいただいたところであります。

こうした意見や要望等については、実現可能かを検討するよう各課に指示しているほか、遊び場の充実に関する事業として、ポンポコ山公園及び中央公園に遊具を整備する予算案を本定例会に提案しております。

次に、6月30日に八峰町文化ホールで開催した、ことぶき大学開講式についてであります。

今年度は、新入生2名を含む218名の受講申し込みがあり、うち163名が開講式に出席しました。

開講式終了後は学習会を実施し、ことぶき大学のサークル会員の募集や、学校との共同活動ボランティアの募集、町内の学習グループの紹介などを行い、今後の学習活動の広がりを期待しております。

ことぶき大学では、引き続き質の高い学習機会の提供に努めるとともに、自主活動の支援を行いつつ、「心と体の健康」を目指して活動することとしております。

次に、「第20回八峰町民野球大会」についてであります。

今年の大会は12チームが参加し、7月27日、8月3日の2日間、2球場で熱戦が繰り広げられました。

決勝戦は、カッチキ台ベースボールクラブと沼田マリーンズの試合となり、決勝戦にふさわしい好ゲームとなりました。

5対4の大接戦を制したのはカッチキ台ベースボールクラブで、昨年度に引き続き、2年連続、2度目の優勝を果たしました。

両日とも大変な猛暑にもかかわらず、大会を大いに盛り上げてくださいました選手の皆様並びに運営にご協力いただきました八峰町野球連盟や審判部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

次に、8月14日に峰栄館において開催いたしました「二十歳を祝う会」についてであります。

今年度の対象者は50名で、うち41名が出席しております。

式典では、出席者を代表して紀本智希さんから「自らの言動に責任を持ち、周囲から信頼される大人へと成長できるよう努力していきたい。」、「数多くの困難や挫折が待ち受けていると思うが、課題に前向きに挑み、諦めず、立ち向かっていきたい。周囲への感謝の気持ちを忘れず、未来に向けて前進していく。」という力強い誓いの言葉がありました。

頼もしく立派な姿を拝見し、大変誇らしく思うとともに、今行っているふるさと教育の大切さを実感したところであります。

式典開催にあたり企画運営にご尽力いただきました実行委員の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

次に、令和6年度一般会計決算の実質収支についてであります。

一般会計歳入総額は80億4,354万5,000円、歳出総額は70億4,065万6,000円となり、差し引き10億288万9,000円の剰余金が生じました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、5億1,698万1,000円の黒字となっており、地方財政法に基づき、実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てることとしております。

また、実質単年度収支は4億9,432万円の黒字となり、前年度決算の5億8,122万8,000円の赤字から大きく改善しました。

その要因は、令和6年度の現年度分が、前年度からの繰越金や不用額の発生により、収支不足に対する財政調整基金からの取崩しを止め、さらに積み立てを行うことができたことから、約2億3,000万円の黒字となったほか、令和5年度からの災害復旧事業などの繰越分が、激甚災害の指定により一般財源相当分が不用額となり、約2億6,000万円の黒字となったものであります。

このたびの決算は、一時的な要因による大きな黒字となっておりますが、人口減少に伴う地方交付税の減少が進む状況に変わりはないことから、引き続き、財源の確保と歳出の抑制に努め、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第59号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第60号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第61号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第62号、工事請負変更契約の締結については、令和5年度発生災害復旧工事（1工区）変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号、工事請負変更契約の締結については、令和5年度発生災害復旧工事（8工区）変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、2億9,502万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を71億796万7,000円とするもので、主な歳出は、令和6年度決算に伴う財政調整基金への積立金のほか、ポンポコ山公園遊具改修工事費の追加などとなっております。

議案第65号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、474万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億1,755万円とするもので、主な歳出は、システム改修事業費の追加であります。

議案第66号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、

4,252万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億6,714万4,000円とするもので、主な歳出は、前年度国県支出金の精算に伴う返還金の追加であります。

議案第67号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、327万円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億365万5,000円とするもので、主な歳出は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加であります。

議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、令和6年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第69号から議案第73号までの各案件は、令和6年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第74号及び議案第75号は、令和6年度各事業会計決算を認定していただくものであります。

議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員として須藤由美子氏を推薦することについて、議会の承認を求めるものであります。

報告第7号は、令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は18議案で、報告件数は1件であります。

なお、旧埴川小学校解体工事契約締結及び8月大雨災害に関する復旧事業費につきましては、今定例会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第59号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のための措置を講じる必要があるため、関係条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

令和6年育児休業法の改正により、育児休暇の取得について要件の緩和及び拡充が行われ、同時に、これらの制度について対象職員に対し説明や意向確認を行うことが義務化されました。このことを規定したのが、条例19条の2でございます。

次のページをご覧ください。

施行期日につきましては、令和7年10月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと伺います。この育児休業、まあ両立、家庭生活と両立するということで、いろんな措置が講じられますけれども、これは3歳を満たない子どもがいる場合、これを面談して確認して、あなたの場合はどのような育児時間を利用しますかという、これを必ず義務付けるということですか。で、現在、職員の間で対象になる職員は何人くらいいるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

この条例、趣旨に関しましては、議員ご指摘のとおりでございます。ただし、条例改正文にもございますように、対象職員が休業を申し出た時に内容の周知、それから意向確認を行う義務があるということでございまして、対象職員としましては、今、3歳未満の子どもを養育する職員が対象になりますけれども、事前に、今、人数が何人いるかについては把握してございません。申し出があった時に個別に対応するという方針であってまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非ですね、これは面談して、男女に限らず、これを実施するようにしてほしいんですけれども、ただ、この育児時間の取り方がいろいろ詳細にある

と思うんですが、これを穴埋めするだけの職員、特に女性の場合は保育士と保健師の女性の職場が多いんですけれども、そこで本当にこの時間が取れるような体制ができていくのかどうか。まあ保育園の場合だったら途中でバトンタッチできるような状況、保健師さんもすごい若い保健師さんがいっぱい採用されておりますので、こういうことができる環境が整っているのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

制度、条例の改正が行われました際には、当然に、このような制度改正が行われたという周知はしていくことになります。

また、各事業所、まあ職場において休業を取得できる環境が整っているかということにつきましては、こちら、法律や条例に基づく育児を行う職員の権利でございますので、まあ権利を行使するという場合には、職場が協力してこれらをフォローしていくということで、これまでも対応しておりますし、問題はないものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川鉄也君） 日程第5、議案第60号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いて。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

改正内容につきましては、別に提出しております新旧対照表をご覧くださいながらご説明したいと思います。新旧対照表をご覧ください。よろしいでしょうか。

今回の育児休業、ああ、この条例、大きい改正文は3つございます。

1つは、部分休業のパターンの多様化でございます。通常の育児休業、満1歳に達するまでの育児休業のほか、育児休業には部分休業という制度がございます。で、この改正の1点目は、この部分休業、まあ第1号部分休業と呼びますが、こちらの部分休業につきまして、取得できる会計年度任用職員の範囲が勤務時間によって制限されておりましたが、この制限が撤廃されております。

2点目でございます。この1号部分休業につきましては、勤務時間の初め、若しくは勤務時間の終わりに取得可能ということで、取得する時間帯が制限されておりましたが、この制限も撤廃されております。したがって、勤務時間の中間でも1日2時間を超えない範囲で部分休業が取れるというふうになっております。

それから3点目、第2号部分休業という制度が新たに設けられまして、1年につき10日相当日を超えない範囲内、要するに勤務時間掛ける10日分ですね、この時間分を超えない範囲で1時間単位で育児休業が取れるという制度が創設されております。

このことを規定しておりますが、対象表のうち19条の部分ですね、19条の、この勤務日ごとの時間、勤務時間のこの文言を削除することで、会計年度任用職員の勤務時間による制限が撤廃されております。

そして次のページですけれども、次のページにつきましては、2号、3号において、先ほどの勤務時間の初め、若しくは終わりの制限が撤廃されております。そして、改正後、第2号部分休業の承認ということで、新たに20条の2として第2号部分休業を規定しているものでございます。

議案の改正文の方に戻っていただいて、施行期日でございます。施行期日は、10月

1 日からとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 会計年度職員も勤務時間掛ける10ですので、まあ7.5時間働いた、まあ働ければ75時間、ほとんどまあ職員と変わらない時間帯で育児時間が1日2時間の割合で取れると思います。大変いいことだと思うんですけども、また育児休業も、男性の場合、取れることになってるんですけども、ただ、この仕事上ですね、非常にこう、まあ自治体の職員の少ないところでは取りにくいとか、住民に対するサービスが低下するっていうことで心配で取りにくいとか、そういうところがあると思うんですけども、これを取りやすくするために、やはり職員の増員が必要だと思うんです。それと、仕事の内容、まあ今、1日休んでも担当課に、今、仕事、今日休んでるので明日にしてほしいとか、いついつ出勤するのでその時間いてほしいとかということがよく私も経験してますし、ほかの人たちも経験して、何か速やかに自分の疑問が解けないという話をよく聞きます。で、そういう意味でもですね、今、国の方でも指摘してると思うんですけども、1人の人が1つの仕事を抱えるのではなくて、チームとしてその業務について、チームプレーでどなたが返答できるような、そういう体制を取っていかなければ、こういうのは男性の場合でも取りにくい。まあ女性の場合は特に保健師とか保育士の場合は非常に難しいと思うんですけども、とりあえず、まず庁舎内で取ることによって支障のないような、そういう勤務体制と、それから仕事内容ですね、それと職員の増員ということについて、町長はどのように考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8 番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、職員数もですね、ここ数年、横ばいということで、採用数をですね増やしながら配置、十分な配置ができるように考えているところですが、議員ご指摘のようにチームでですね職務にあたっていくって、まあ住民のお問い合わせに迅速に応えられるような、仕事の停滞を招かないような体制、必要だと思いますので、国の制度を研究しながら、町でも取り入れるものがないか研究してまいりたいと考えており

ます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川鉄也君） 日程第6、議案第61号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次のページご覧ください。条例の改正文でございます。

このたびの政令の改正によりまして、選挙運動用ビラの作成の公費負担の作成単価及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の作成単価、それぞれ引き上げられております。第8条が選挙運動用ビラの単価でございます。「7円73銭」から「8円38銭」へ引き上げとなります。第11条が選挙運動用ポスターの作成単価でございます。「541円31

銭」から「586円88銭」へと引き上げられるものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。また、経過措置としまして、この条例の施行日、この単価の改正については、施行日以後の告示される選挙について適用されますので、告示前に選挙が行われる、告示される場合については、改正前の単価となるというふうになっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第62号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月22日に指名競争入札に付し、令和6年3月1日請負変更契約を行った「令和5年度発生災害復旧工事（1工区）」について、下記のとおり改めて請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 令和5年度発生災害復旧工事（1工区）

2. 契約金額 変更前 2億605万8,600円

変更後 2億2,331万4,300円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地

伊藤栄建設株式会社

代表取締役 伊藤栄典

4. 支出項目 令和7年度八峰町一般会計（事故繰越）

11款 災害復旧費

1項 公共土木施設災害復旧費

1目 公共土木施設災害復旧費

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

このたびの変更契約の主な内容ですが、現場精査に伴う数量の変更や労務単価の改定のほか、令和6年4月1日より義務化されました週休2日の取得に要する費用の追加などにより、合わせて1,725万5,700円を増額するものです。

工事箇所や概要等についてはタブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、ご参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。

んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第63号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月15日に指名競争入札に付した「令和5年度発生災害復旧工事（8工区）」について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 令和5年度発生災害復旧工事（8工区）

2. 契約金額 変更前 1億1,220万円

変更後 1億1,622万9,300円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121番地

大森建設株式会社八森本店

本店長 大森啓正

4. 支出項目 令和7年度八峰町一般会計（事故繰越）

11款 災害復旧費

1項 公共土木施設災害復旧費

1目 公共土木施設災害復旧費

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

このたびの変更契約の主な内容ですけれども、現場精査に伴う数量の変更や労務単価の改定のほか、令和6年4月1日より義務化されました週休2日の取得に要する費用の追加などにより、合わせて402万9,300円を増額するものです。

工事箇所や概要等につきましてはタブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、ご参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） まあ1工区、8工区もですね同じ理由なんですけども、実質ですね、この労務単価の改正ということで、まあこの一つの理由になっているわけですが、実質の労務賃金が上がっているのかどうか。私はですね、こう、そういう建設会社に勤めている人の話を聞いてもですね、賃金は上がっていないと、そのまんまだと。でも、工事に関するその労務費の賃金がですね、まあ予算の中でどんどん上がっているようだと。これはどういうことなのかということを知りたいことがあります。町としてはですね、そういう労務賃金がですね実質こういうふうな形としては上がっているけども、実質上がっているのか、そういう調査もですね、やっぱりしていかないと、ただ改正になったからこの予算が上がるということではなくてですね、実質のやはり調査をするべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

設計の労務単価、これは国の方の改正になりまして、今回大体5%程度、設計の方では上昇ということになっております。ただ、それが実際の作業員の給料の方に反映されているかということになりますと、またちょっとこれは別物になってしまいますので、まあ適切な反映ということは業者さんの方にも伝えてはいきたいと思いますが、設計は設計の方で上昇すればそれに伴って積算するということですので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時53分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第64号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第64号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,502万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億796万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正の変更についてでございますが、峰浜培養施設整備事業につきましては、合併特例債を全額減額するもので、ポンポコ山公園遊具整備事業と中央公園遊具整備事業につきましては、合併特例債を充当し、町債の限度額をそれぞれ2,370万円と470万円とするものでございます。

7ページ・8ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

はじめに、歳入についてでございます。

15款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金 2 節児童福祉費負担金は、町外の認定こども園に入園者が 1 名増えることから、施設型給付費国庫負担金66万3,000円を追加するものでございます。また、同じ理由で、一つ下に飛んでいただきまして16款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金 2 節児童福祉費負担金につきましても、施設型給付費県負担金18万7,000円を追加するものでございます。

一つ戻っていただきまして15款国庫支出金 2 項 2 目民生費国庫補助金 1 節社会福祉費補助金につきましては、後期高齢医療システム改修事業に伴う子ども・子育て支援事業費補助金105万5,000円を追加するものでございます。

19款繰入金 2 項 1 目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和 6 年度介護保険特別会計の精算に伴い、一般会計が負担した分を特別会計から返還するもので、976万8,000円を追加するものでございます。

9 ページ・10ページをお開きください。

20款繰越金につきましては、財政調整基金への積み立てや補正予算の財源として 2 億8,601万円を追加するものでございます。

21款諸収入 5 項 6 目雑入につきましては、国道101号道路改築事業峰浜・水沢工区の実施により田中地区に町が設置した看板を撤去する必要がある、その補償として看板撤去補償金 4 万2,000円を追加するものでございます。

22款町債 1 項 3 目農林水産業債 3 節農業農村整備事業債は、峰浜培養施設整備に充当する合併特例債を減額するものでございます。

また、4 目商工債 1 節観光施設整備事業債につきましては、ポンポコ山公園遊具整備事業に充当する合併特例債2,370万円を追加するもので、次の 5 目土木債 8 節公園整備事業債につきましては、中央公園遊具整備事業に充当する合併特例債470万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

11ページ・12ページをお開きください。

2 款総務費 1 項 5 目財産管理費14節工事請負費につきましては、旧八森中学校合併浄化槽と地下タンク解体工事の入札が不調となったことから、改めて設計を見直しし、207万8,000円を追加するものでございます。

次の 6 目企画費12節委託料につきましては、令和 8 年度に企業受入型地域おこし協

力隊を採用するため、その募集経費として350万円を追加するものでございます。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、今後、交流人口の増加に寄与すると見込まれるイベントの開催に対して、交流促進事業補助金60万円を追加するものでございます。

次の9目自治振興費11節役務費につきましては、国道101号道路改築事業峰浜・水沢工区の実施により田中地区に町が設置した看板を撤去する必要があるため、手数料4万2,000円を追加するものでございます。

次の11目地域情報化事業費18節負担金、補助及び交付金につきましては、町が八森地区に整備した光ケーブルと岩館地区の地デジケーブルについて、東北電力及びN T Tが電柱移設工事を実施するため、光ケーブル移設工事費負担金576万7,000円を追加するものでございます。

3款民生費1項3目障害福祉費18節負担金、補助及び交付金につきましては、障害者総合支援法の改正に伴い、令和7年10月から開始となる就労選択支援に対応した障害者自立支援給付審査等システムの改修を行うため、秋田県町村電算システム共同事業組合に対して支払う負担金39万2,000円を追加するものでございます。

次の6目介護保険費27節繰出金につきましては、令和6年度介護保険料の精算に伴う低所得者介護保険料軽減事業の追加分として43万1,000円を追加するものでございます。

次の7目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金につきましては、法改正に伴う子ども・子育て支援金制度の創設により後期高齢者医療システムも改修するための負担金105万5,000円を追加するものでございます。

13ページ・14ページをお開きください。

3款民生費2項1目児童福祉総務費18節負担金、補助及び交付金につきましては、町外の認定こども園に入園者が1名増えることから、施設給付費の町負担金として110万4,000円を追加するものでございます。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、新型コロナウイルス定期接種について、接種費用の2分の1を、また、生活保護受給者は全額をそれぞれ助成するもので、10節には予診票の印刷経費1万2,000円と、12節には予防接種業務委託料として528万円を追加するものでございます。

6款農林水産業費1項2目農業総務費3節職員手当等につきましては、国による令和

5年災害復旧事業の残事業調査が入り、職員の時間外勤務手当の支出が増えたため、今後不足が見込まれる分として時間外休日勤務手当29万5,000円を追加するものでございます。

次の5目農地費18節負担金、補助及び交付金につきましては、来年春の作付に影響がある老朽化した揚水機の更新を図るもので、2団体分として町単農業農村整備事業補助金78万4,000円を追加するものでございます。

次の9目農業施設費14節工事請負費につきましては、今年度予定している峰浜培養の空調機更新工事において、県との起債協議において特例債の要件に合致しないと指摘されたことから、全額減額するものでございます。

次の18節負担金、補助及び交付金につきましては、峰浜培養の空調機更新工事を補助金に変更することとし、補助率を2分の1とし、対象経費を必要最小限の機器更新費用に限定して峰浜培養空調設備等更新工事補助金580万円を追加するものでございます。

15ページ・16ページをお開きください。

7款商工費1項6目ポンポコ山公園管理費につきましては、子育て世代のニーズを踏まえ、屋内及び屋外の遊具の新設と更新を行うため、14節工事請負費にポンポコ山公園遊具改修工事費2,500万円を追加するものでございます。

また、次の8款土木費6項1目公園管理費につきましても、同じ理由で14節工事請負費に中央公園遊具新設工事費500万円を追加するものでございます。

9款消防費1項2目消防施設費10節需用費につきましては、消防署による定期点検において老朽化が指摘された消火栓を修繕するため、修繕料152万4,000円を追加するものでございます。

次の3目災害対策費のうち、1つ目の防災士資格取得支援事業補助金につきましては、防災士を目指す3名の資格取得に要する経費を支援するため8万3,000円を追加するものでございます。また、次の自主防災組織活動補助金につきましては、独自の活動を計画している自主防災組織が2団体増えることから、その活動経費を支援するため4万円を追加するものでございます。

17ページ・18ページをお開きください。

13款諸支出金2項1目財政調整基金費につきましては、令和6年度の実質収支が確定したことから、地方財政法の規定に基づき2分の1相当額を積立金として2億5,900万円追加するものでございます。

次の３項１目国県支出金返納金22節償還金、利子及び割引料につきましては、令和６年度の事業費が確定したことに伴い、出産・子育て応援国庫交付金精算返還金ほか10件について、国及び県に対する返納金として1,001万1,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） いろいろ国の方の歳入と歳出と、それから関係してきますけれども、まず12ページの後期高齢者医療システム改修負担金ということで、子どものことに関してシステムが変えられるということですが、具体的には、後期高齢者医療保険の仕組みの中にこの項目が増えて、それで後期高齢者の人たちがこの子ども何とかをこう補助するという形になるんですか。ちょっとそこら辺、もう少しちょっと詳しく教えてもらいたいと思います。

それと19ページの最後の方ですけれども、中央公園の遊具ですけれども、中央公園は中浜の自治会に委託されてる、管理委託されてるものだと説明を前受けましたけれども、この遊具の管理、まあポンポコ山だと観光課があって、人の、遊具の点検もいろいろできると思うんですけれども、この遊具の破損とかいろんな点検とか、これはどこで行うんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの８番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 見上議員のただいまのご質問にお答えします。

１問目の後期高齢者特別会計、あ、後期高齢者の保険に関して、子ども関連の補助金が創設されるのかどうかというようなお話なんですけれども、こちらに関しましては、令和８年度、来年度からですね子ども支援金制度というものが創設されまして、後期高齢含む全ての健康保険でそれを保険者、被保険者で負担していくというようなことになりまして、後期高齢、そして町で言いますと国民健康保険のシステム改修、賦課等にかかるシステム改修にかかる負担金ということになっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君）　ただいまの見上議員からの中央公園の遊具関係についてのご質問にお答えをいたします。

中央公園の管理委託につきましては、中浜自治会さんの方へはトイレの清掃をお願いしているところでございます。その他の部分については町で管理しておる。そういった状況でございます。

遊具の点検についてですけれども、ポンポコ山公園の遊具同様にですね、日常点検、それから法定の定期点検、そういったものは業者委託する予定となっております。まあその他につきましては、町の職員、課の職員とか作業員等見回りをしながら、適正に運営管理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君）　ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君）　14ページの峰浜培養のことで、培養のこの580万円、まあ最低限の工事だろうと思えるわけですが、だとするとですね、今までどうなってるのかと。これ生産設備のエアコン、エアコンというか、まあ空調設備の改修だとすると、現在もこれは不調なままでの生産設備の空調なってるのか。それが原因で生産が満足にいけないのではないのかというふうなことも危惧するんですが、その辺はどうなんでしたか。

○議長（皆川鉄也君）　ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君）　ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

機器につきましては、現在不調を来しているわけではございません。ただ、日々不調になりますと修繕を行いながら対応してまいりましたが、そろそろ機械の更新時期も重なっておりまして、で、3部屋当初は更新の予定でありましたが、まあ起債が適用ならないということで一番危険と思われる1A室と言われる機器の更新を考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君）　ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君）　なかなか培養の経営もですね厳しい状況で、まあ去年は4,500万円の赤字出してるわけですね。今後、峰浜培養の生産者もかなり後継者のいない状況の中で、まああその運営というものもそろそろ将来を見通して考えていかなければならない時期に来てるわけです。まあそういった中で、その培養についての今後見直しっ

ていうか、まあ経営的な問題を含めて将来のことについて検討するべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

現在、培養としましては、まあ町内の生産者がどんどん減少している状況でございます。培養の努力といたしまして県内にホダを売っている状況にありますが、まあだんだん、議員ご指摘のとおり厳しい状況が続いておりますので、検討する機会になれば、検討を進めていかねればいけないのかなと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） もう一点、どこだっけか……16ページの自主防災組織の補助金ですが、自主防災組織、こんだけですね町内に住民が少なくなっている中で、町が主導してこれを作れというふうに音頭取ってるように私は聞こえるんですが、まあそれはそれで自治会が大きいところは非常にいいわけですが、なかなか小さい自治会ですとね、その人の問題、まあ受けてくれる人がだんだんだんだん少ねぐなって、まして、また若い者もまた少ないというふうな状況の中で、これをどんどんまあ作れ作れと言って進めていくのかどうかということを私はちょっとこの先、まあいいのかなということを考えるんですが、その辺についてはどうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

自主防災組織、こちらの方は、議員おっしゃるとおり地区の自治会等が母体となっております。で、災害起きた際に一番最初にどこが力になるか、本当に発災時にどういうふうな方が助け合いができるかというふうなこととなりますと、町ではなくて地域の人たちの共助が一番大事となってまいります。ですので、まあ各自治会によって若者が足りなくなっている等々いろいろ問題はあるかとは思いますが、あくまでその共助を少しでも形づくるために、これからも自主防災組織というふうな組織の作り方に関しては、自治会の方をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 12ページの上の方の12節、あ、12委託料、地域おこし協力隊。先ほどの説明で募集経費に350万円という説明ありましたが、この募集経費だけで350万円ということではよろしいのでしょうか。少し高いような気がするんです。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

こちらの方の委託料350万円ですけれども、こちらの方は募集経費のみとなっております。具体的に事業者が決まってみないと金額というのは確定はしませんが、国の方で特別交付税として定められている募集に関わる経費、こちらが1団体350万円が上限金額としてうたわれております。ですので、その上限金額に合わせてこのたび予算措置の方、計上しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 自主防災組織について伺います。先ほど2つの団体が増えるという説明でしたが、全部で現在何団体、自主防災組織あるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

現在、すいません、ちょっとお待ちください……現在14団体ございまして、今回はそのうちの3団体。浜田、中浜、岩館第1の方の方から申請の方が上がってきております。

○3番（奈良聡子さん） さっき2つ増えたって聞いたんですけど。

○防災町民課長（工藤善美君） もともと当初予算で1団体分は確保しておりました。ですが、今回申請の方がもう2団体追加、で、3団体の方の申請がございましたので、今回の補正で2団体分追加というふうなことで補正予算を上げさせていただいております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 福祉課長にちょっとお尋ねします。先ほどの子ども・子育て支援事業費の後期高齢者医療保険の中から、まあシステムということで、これがまた国保とか、まあ協会けんぽとかも、全体の保険から引かれるのかどうなのかちょっと分かりませんが、この後期高齢から何割とか国保から何割とか、そういうふうな仕組み

がちよつと私は分かりませんので、そこと、それから大体後期高齢者医療保険の中から、まあ今、介護支援とかいろいろ引かれてますけれども、そういう形で支援金として大体お分かりでしたらどのような金額になるか、シミュレーションしてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

まず最初に全ての保険で適用されるのかというようなお話でしたけれども、正にお見込みのとおりで、国民健康保険や社会保険、我々で言うと共済保険ということになります。あと、その事業、負担金の割合ということで各保険なんですけれども、詳しいところはまだ示されていないんですけれども、令和10年度までに被用者又は個人、そして国、公費負担、合わせて国全体で1兆3億円ということになっております。

で、最後に個人でどのくらいの負担になるのかというようなお話なんですけれども、こちらはまだ国の試算段階ですので、現段階でこの程度だとお示しできることはありませんので、詳しいことが分かり次第、来年度予算の段階の方でご説明できればというように考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 合併の優遇措置として合併特例債が目玉としてですね今日まで使われてきたわけでありますが、今回の、まあこの14ページのですね培養の空調機器の更新、これに合併特例債を活用しようとした。ところが目的に合致しないということで拒否されたということでもありますね。合併特例債というのは、まずインフラ、これからの町のインフラにしっかりしなさいということで、この措置が設けられたというふうに思うんですよ。それがですね、この、まあ培養という会社、会社ですよ。この会社の経営にそれを使おうとする、その根拠。どういうことですか、この合併特例債を使おうとして拒否されたのか。この調査という、これを使えるのか使えないのかということ町としては知らなかったのかどうかということをもっとお伺いしたい。

それで、この3,270万円が今度町から予算として出せないということで580万円の補助金を出して、ということは、特例で、その合併のその会社でですね、これを事業として、まあ借金をしてやっていこうということだと思うんですが、今、山本議員からもですね、その経営が非常に難しいと、そういう直面に来てるということであればですね、

これ本当にこの会社でそれが整備できるのかどうか。これをまずお伺いしたいと。

そして、この遊具の問題ですね。この合併特例債も、もうあと今年度で終わってしまうと、もう使えなくなるということであればですよ、このインフラ、これからやっていかなければならないインフラ整備というのは、それに充当するもの、事業がなかったのかどうか。もう遊具を、遊具というのは余裕がある時に、その公園やら、そういうところに整備していけばいいわけであって、果たして今やらなければならない、このお金を使ってですね、町としてやらなければならないそういう事業がなかったのかどうか。私は、お金が、まあ合併特例債がまだ使えるから、このぐらゐの事業をやろうとしか思えないんですね。もっと大事な事業がですね、この合併特例債でできたのではないかというふうに思うわけですよ。この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内財政課長。

○財政課長（堀内敬文君） お答えいたします。

まず1つ目の質問について財政課からご説明したいと思います。

ご存じのとおり当初予算において、この培養の空調機更新、これを予算化しました。これにつきましては、町で定めておる新町建設計画、これの中に「シイタケなど特養林産物の生産拠点を図って、産地化の確立に努める」と、こういう明確な位置付けがありました。で、また別のページにおいても「農林水産物の集荷・加工・販売施設の整備」ということで、私たちは峰浜培養がシイタケの生産とホダの確保を行っておりますので、まあこれも十分に合致するであろうと、このように当初は考えました。で、実際これは県に起債の協議をするわけですが、その過程においてですね、県から指摘として「民間と競合するものかどうか」と、「民間と競合するものかどうか」というものについての確認が求められました。で、これを私たちがどんどん調べたところ、この「競合」というのがですね、この培養の販売先が町内だけであれば何とかなったんですが、実際のところは県外にもたくさん売っておりまして、そうした点においては民間と競合するというふうなふうに捉えました。県とも協議を重ねたんですが、この辺については合併債の要件に該当しないだろうということで、このたび見送るという形にさせていただきました。

○議長（皆川鉄也君） 堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 2つ目の培養がやれるのかという質問だったと思います。

が、培養の方には確認しまして、町はまず2分の1の補助金を出しますよという話はしております。で、培養の方も予算の確保といいますか、それは大丈夫という回答をいただいておりますので、町としても2分の1補助金を出す予定としております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私から最後の遊具の件についてご答弁したいと思います。

8月の26日に開催しました全員協議会の中でもちょっと触れましたけれども、実は子育て支援をやはりこの人口減少対策の一丁目一番地と考えた時に、子育て支援対策は非常に大事な政策だなというふうに私は思っております。そういった中で、私も子育て支援のトレンドがもしかすると捉えきれてないんじゃないかということで、先ほど説明したとおりですね、子ども園の方に出向きまして、子育て世帯と実際に話をさせていただきました。そうした中で、やはり中央公園に、何であれだけの立派な公園なのに遊具がないんだとか、あるいは、もうちょっと屋内で遊び場が欲しいよねというような声はかなり多く聞こえたところでございまして、このたび補正予算でありますけれども、こうした事業を提案させていただいているところでございます。

確かに議員おっしゃるとおりですね、それ以外にも様々な事業があるんじゃないかというところは当然承知しているところでございますけれども、まずは我々としてできることから始めたいと、そういう強い思いがあって、このたびこの遊具を提案させていただいたところでございます。是非ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 培養のですね、この空調機器、今、課長から説明がありましたけれども、これをですね培養で、まあお金を準備してやる、やれるのであればですね、合併特例債を使って町から補助金を出す必要ないんじゃないですか。補助金だけでいいでしょう。それ何で町でね特例債を使って、このもう大事な財源ですよ。これを使ってやらなければならないのか。やはり培養も企業ですから、そういう企業にですね、やらせてみて、そして経営を繋げていくと。もう何でも町からもう補助していくと、町で全部やっていくと、こういうのではなくてですね、やはり企業に、培養にやらせてみて、そしてもしどうしてもできないと、借り入れもできないというのであればですね、その時考えるべきであって、この合併特例債ができなくて、それで補助金580万円やればです

ね、お金を準備できるということであるんだっただけですね、最初からそうした方がいいと思うんですよ。だから、まあハタハタ館もそうです。培養もそうです。甘やかせたら駄目ですよ。どうぞ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時39分 休 憩

.....

午前11時39分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの須藤議員のご質問についてお答えします。

当初合併特例債を検討した時は、3部屋の機器更新を考えておりました。ただ、3部屋となりますと金額も張りますし、培養単体では厳しいというご相談もありましたので特例債の活用を検討しておりましたが、まあ特例債が駄目だということで、培養と協議を進めまして、今回は1部屋の1千……

（「そこ説明しないとだめだよ」と呼ぶ者あり）

○農林水産課長（堀内和人君） 3部屋から1部屋にして機器の数を減らして、培養と協議しまして半分の補助で向かうという形になっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論をします。

まあ福祉課長の方から説明ありましたけれども、こども家庭庁の方の単独のこれは国の方で予算を取るべきであって、これを全保険者、国保、後期高齢、これを消費税のごとく取るという、これも令和10年度1兆3億円、これが計画されているので、このシステムにはまってしまうということになれば、もう強制的にこれを全国民が負担するんですけれども、これはやはりこども家庭庁という庁があるものですから、ここです

かりと財政を組んで、そこで責任を持って国が行うべき事業だと私は思いますので、この国の政策に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第65号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第65号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ474万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,755万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

6・7ページをご覧ください。

歳入、3款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けた周知広報事業にかかる補助金の金額の確定に伴う2万円と、13項子ども・子育て支援事業補助金、子ども・子育て支援事業の円滑な施行に受けたシステム改修事業として474万7,000円の追加となります。

7款繰越金につきましては、歳入歳出調整のため2万円を減額としております。

歳入は以上となります。

歳出につきましては、８・９ページをご覧ください。

歳出、１款総務費１項総務管理費１目一般管理費１８節負担金、補助及び交付金、子ども・子育て支援金制度システム改修事業費負担金として歳入と同額の４７４万７、０００円の追加となります。こちらにつきましては、歳入でご説明したとおり、共同電算システム改修費用の利用町村の負担金となります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第６５号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 先ほどの質問の中でもいろいろ話し合いましたけれども、やはり令和１０年度に行われようとする１兆３億円のこの事業、大変大事な子育て支援の事業です。両立支援制度、先ほども公務員とか働いている人たちが家庭と両立できるような仕組み、これを実際に本当にやれるとなれば、国の方でも莫大なお金がかかります。これを是非、両立支援制度は実現していかなくちゃいけない事業ですけれども、これを安易に後期高齢、それから国保のその保険を負ってる人たちに対してこれを負担してもらうっていうことは、これは違うと思います。これは、こども家庭庁の庁の中でしっかりと予算を組んで、この中で国が行うべき事業だと思いますので反対をします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第６５号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第６５号は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第６６号、令和７年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君）　ご説明いたします。

議案第66号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,252万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,714万4,000円とします。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」によります。

令和7年9月2日提出

八峰町長　堀　内　満　也

6・7ページ目をご覧ください。

歳入です。7款繰入金1項一般会計繰入金5目低所得者保険料軽減繰入金2節過年度分43万1,000円、8款繰越金、前年度繰越金4,209万1,000円を追加補正するものであります。

歳入は以上となりまして、歳出につきましては、次の8・9ページ目をご覧ください。

歳出、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金、利子及び割引料3,275万4,000円の追加補正は、介護給付並びに地域支援事業の令和6年度事業確定による精算にかかる返還金となります。

次の6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金27節繰出金に976万8,000円の追加は、先述の償還金と同様に、令和6年度の事業確定による精算に伴う一般会計の繰出金ということになります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君）　これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第67号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第67号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億365万5,000円とするものです。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

歳入につきましては、6・7ページ目をご覧ください。

歳入です。1款診療収入2項その他診察収入1目医科諸検査等収入、新型コロナウイルスワクチン接種収入として390万円の追加の補正であります。接種費用につきましては、1人当たり1万5,600円と想定しておりまして、うち町営診療所分で250人分を計上ということになっております。

次に、4款繰越金、前年度繰越金が63万円の減であり、こちらにつきましては、歳入歳出の調整のための補正となっております。

歳出につきましては、8・9ページ目をご覧ください。

歳出、1款総務費1項施設管理費2目歯科一般管理費17節備品購入費の29万5,000円の追加ですが、FF暖房機1台の更新でございます。理由といたしましては、運転前の定期点検により故障が発覚し、機器も古く交換部品もないということから補正予算を計上するものでございます。

2款医業費1目医科医業費10節需用費、医薬材料費295万円の追加につきましては、

新型コロナウイルスワクチン代ということになってございます。

17節備品購入費2万5,000円につきましては、診療機器の更新でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、発議第10号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。石上事務局長。

○議会事務局長（石上義久君）

発議第10号

令和7年9月2日提出

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者 八峰町議会議員 水 木 壽 保

賛成者 同 上 見 上 政 子

〃 〃 奈 良 聡 子

〃 〃 芦 崎 達 美
〃 〃 須 藤 正 人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、令和6年度八峰町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算について集中的に審査するためです。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定によるものです。

目的は、次の議案について審査することを目的とします。議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第73号、令和6年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計5議案の認定について、議案第74号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について及び議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定についての公営企業会計2議案の認定についてとなります。

設置の期間は、令和7年9月2日から9月12日までの11日間。

委員の定数は、11名です。

令和6年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、防災町民課、財政課、企画政策課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局の所管に属する事項及び他の分科会の所管に属さない事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項です。教育産業建設分科会においては、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、農業委員会、建設課、商工観光課、農林水産課、教育委員会の所管に属する事項及び各公営企業会計の決算に関する事項です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置される

ことに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。当席から指名いたします。

1 番笠原吉範君、2 番伊藤一八君、3 番奈良聡子さん、4 番芦崎達美君、5 番水木壽保君、6 番菊地 薫君、7 番腰山良悦君、8 番見上政子さん、9 番須藤正人君、10 番門脇直樹君、11 番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 1 時 0 6 分 休 憩

午後 1 時 0 6 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には6 番菊地 薫君、副委員長には3 番奈良聡子さんが互選されました。

日程第15、議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第69号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第70号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第71号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第72号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第73号、令和6年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第74号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第22、議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第23、議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所 八峰町八森字岩館向台、氏名は須藤由美子さん、66歳でございます。

本日提出、私でございます。

提案理由、現委員の須藤由美子さんが令和7年12月31日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会の付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月10日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 1時13分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4 番 芦 崎 達 美

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

令和7年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和7年9月10日（水曜日）

議事日程第2号

令和7年9月10日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 一般質問

追加日程第1 陳情第4号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木壽保

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 岡本勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也
税務会計課長 今井利宏	福祉保健課課長補佐 金平喜美仁
教育次長 山本節雄	学校教育課長 山本望
生涯学習課長 鈴木美由紀	農業委員会事務局長 内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 石 上 義 久

議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

本日も傍聴ありがとうございます。

5 番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7 番腰山良悦君、8 番見上政子さん、9 番須藤正人君の 3 名を指名します。

日程第 2、日程の追加についてを議題とします。

総務民生常任委員会に付託中の陳情第 4 号の審査の結果について報告を求められております。そのため、日程の追加について議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子君） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上でございます。

ご報告申し上げます。

本定例会において総務民生常任委員会に付託となっております陳情第 4 号について、菊地委員長より審査の結果について報告したいとの申し出があったことから、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、本日の日程に追加することにいたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、陳情については、採択となった場合は意見書提出の発議を最終日に追加することになりますので、併せてご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会副委員長報告のとおり、陳情第 4 号を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。

傍聴者の皆様には、大変朝早い中、ご苦勞様でございます。

本日、通告に従いまして2つ、2問について一般質問を行います。

1問目は、国際姉妹都市提携についてであります。

国際姉妹都市とは海外の自治体と提携することで、友好都市や親善都市とも呼ばれています。その目的は、文化交流・経済交流・教育交流などを深めるものとされていて、関係人口やインバウンドの構築にも効果があるとされています。

昨年視察で訪れた茨城県境町では、フィリピンのマリキリ市、ハワイのホノルル市、アルゼンチン共和国と提携しており、大潟村立大潟中学校では、台湾の中学校と提携し、それぞれホームステイや短期留学などで交流を深めているようです。

秋田県内の国際姉妹都市提携の状況を調べてみると、市では7市、町村では3市、合計で11の自治体が提携を結んでおり、提携件数は23となっています。

外務省の地方連携推進室では、日本国内の姉妹都市を探している海外の自治体情報が多数あり、海外姉妹都市提携は難しくないものと考えています。

文化交流や青少年交流・観光振興など、様々な効果が期待できる国際姉妹都市提携を提案するものであります。

続きまして、ふるさと納税の体制強化についてであります。

県内市町村の2024年度の人口減少率を見ると、八峰町はマイナス3.67%と25市町村のうち24位です。また、県の出生率も3,282人で全国ワーストとなっています。このまま人口減少が進むと、町の財政状況はますます厳しくなり、思うような行政サービスができないという負の連鎖に陥りかねないのではないのでしょうか。

人口減少が進んでも持続可能な町を目指すには、ふるさと納税額を伸ばし、稼げる町になることだと考えます。

このたび行政視察で訪れた北海道白糠町では、2015年に企画財政課内に「ふるさと納税推進係」を設置し、2024年度の納税額は212億円となっています。それを財源に様々な行政サービスや事業を展開しておりました。

「ふるさと納税推進係」を設置し、体制強化を図り、稼げる町を目指すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

以上2点についてよろしく答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「国際姉妹都市提携について」であります。

国際姉妹都市については、文化交流や友好関係を深めることを主な目的として、異なる国や地域の都市同士が連携するもので、交流を通じての異文化への理解をはじめ、観光振興や特産品のPRなど経済の活性化、人事交流による国際対応能力の育成など、様々なメリットがあると認識しております。

これまで町では、旧八森町時代に中国の揚州市広陵区と経済文化交流友好協議書を交わしておりますが、平成10年以降は交流が行われていない状況であり、このことについては、渡航の際の費用等、財政負担も大きく、費用対効果の評価についても分析が難しいことから、継続性が困難であったと考えております。

一方で、県内の市町村のうち、井川町においては、中学生の修学旅行先を台湾とすることで、そこから姉妹校まで発展した事例があることや、大潟村等においても、子ども同士の交流があることも把握しております。

いずれにいたしましても、国際友好都市連携をするためには、連携の目的や内容を明確にするとともに、相手国が親日であることや国際情勢が安定していることなど課題を整理していく必要があると考えますので、今後、町としましては、関連情報の収集を行いながら、国際友好都市の提携の可能性について検討してまいります。

次に、「ふるさと納税の体制強化について」であります。

ふるさと納税制度は、人口減少が深刻化する中で、地方公共団体が自らの財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、自治体にとっては非常に重要な制度であります。

この制度は、平成26年頃から寄附者に対する返礼品の送付が始まっておりますが、それ以降、寄附額が増えてきており、現在では、全国において1兆2,700億円を超えております。

また、本町のふるさと納税の状況については、令和6年度は、寄附件数が3,673件、

寄附金額が約9,000万円と過去最高額となっておりますが、この金額は、県内市町村の中では17番目であり、更なる寄附額の増額のためには、返礼品の充実が非常に重要であると考えております。

このため町では、新たな返礼品について町内事業者に対し直接働きかけているほか、今年4月と8月には、関係者や白神八峰商工会等と一緒に返礼品に関する検討会議を開催しております。

この会議では、町のふるさと納税の現状をはじめ、人気返礼品や課題等の情報を共有するとともに、町のふるさと納税の中間事業者からは、返礼品のトレンドや有効な対策などの情報提供をいただくなど、更なる税収増と返礼品の充実に取り組んでいるところであります。

財政状況が非常に厳しい本町にとって、ふるさと納税の増額は重要でありますので、議員ご指摘の新たな組織の設置についても、組織全体のバランスを考慮しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） この国際都市の協定の問題ですが、まあ町長、「検討する」という答弁で、一見すると検討するというのはいいい答弁のように聞こえますが、私も10年以上議員やっていて相当数一般質問してきましたが、「検討する」といって実現したことがありません。例えば去年の12月、中浜の無償宅地譲渡のことに関して、区割りのロープとか看板とか設置したらどうかということに対して、「検討する」という答えがもらいましたが、未だにできておりません。非常に「検討する」というのは便利な行政用語だなというふうに思っているところです。

まず国際都市提携についてですが、秋田県の現状を見ると、先ほど言ったように23、件数で23なわけです。そして、東北で見ても最低なんですね。青森34、岩手30、宮城39、山形40、福島県が36ということで、秋田県23で東北でも最低となっております。

で、なぜ私がこれを取り上げるかというと、やはりグローバル化、今、この人口減少によりどんどん外国から労働者もやってきています。これからますます増えていくかと思えます。そう言う中で、子どもたちがですね外国人にも臆することなく接するようなそんな子どもを八峰町で育てていくべきだというふうに考えております。そういう意味

です、その異文化交流、そして短期留学やホームステイによるですね、そういう子どもの交流は非常に重要になってくると考えております。その点について答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも少し触れましたけれども、井川町だったり、大潟村というところは、友好都市提携を結んではいないんですけども、学校同士の交流ということで、かなり取り組みが進んでいるようでございます。

議員ご指摘のとおりですね、子どもたちを育てていく上で、異文化交流等、非常に大事な要素だと思いますので、そういったところも含めてですね、町でできること、あるいはまずその学校同士の連携の方が先の方がいいのか、そういったところも含めて、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） また「検討していく」という言葉をいただきましたが、まあそのグローバル化もそうですし、私はこれはインバウンドにもかなり効果があるのじゃないかなと思っております。

で、インバウンドの状況をですね、ちょっと調査してみたんですね。秋田県にどのくらいの外国人が来てるんだろうということで、ちょっと調査をいたしました。47都道府県のうちですね何位だと思いますか、秋田県。このね驚愕の結果なんです。44位です。44位で7万5,460人です。そしてその訪れた外国人が秋田県に来てどこに行くかというデータがあります。1位、辰子像、2位、乳頭温泉、まあ角館とかいろいろありますが、能代山本が一つも入ってないんです。ですから、観光資源がないというふうに思った方がいいと思います。観光資源がないところにインバウンドはない。しからばどうするか。国際友好都市提携だと私は思います。子どもたちもそうですが、その八峰町にホームステイとか短期留学で来た子どもたちが大人になった時に家族を連れてくるということも考えられますし、その親が子どもが行ったところはどういうところなんだろうということで訪れるという可能性も考えられなくもないです。外国人との関係人口をつくる、そしてインバウンドを少しでも伸ばす、そういった意味で非常に重要な意味を持つと思われませんが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

それこそインバウンド等、かなりこう期待もできるものと思います。しかしながら、例えば、何ていいますか、別にその国際友好都市を否定するものではないんですけれども、やはり国際友好都市等を提携するに当たっては、やっぱり目的と、あとは何をやるのかということを明確にするのが非常に大事ではないかというふうに考えております。また、先ほど町長の方の答弁にもあったんですけれども、他市町村の例を見ても、やはり親日であること、また国際情勢が安定していること、例えばチャーター便、以前は韓国、まあ今は台湾等ありますけれども、台湾とかなりこう修学旅行で行ったり来たりしていた学校もあったそうなんですけれども、やっぱり竹島問題とか慰安婦問題、そういった、あとは隣国の北朝鮮の脅威等、そういったものでこう中止っていいますか、取りやめになったっていうケースもありますので、そういった部分も大きく含めながら検討をしていかなければいけないものというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 目的はやはりねグローバル化とインバウンドだと思いますよ、私は。例えばですね、昨年訪れた茨城県の境町ではハワイの学校と提携していて、子どもたちがハワイに短期留学したりしてるんですね。で、話せる英語教育をやっておりまして、それでその境町に移住すれば、子どもがその英語を話せるようになり、ハワイに短期留学をして異文化に触れることができるということで移住者が増えてるんですよ、子育て世代の。そういうことを目指すべきだと思います。今一度お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1 番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

現在、子どもたちは国際教養大学との交流、そしてALTによる授業協力、あとは、今年度からAIを活用したタブレットで英会話アプリを導入して英語に触れる機会を多くしております。ですから、まず今ある環境の中で、よりよい英語教育を進めていけるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 国内における疑似体験では駄目だと思います。実際に外国に行つて異文化に触れることが子どもを成長させることだと思いますが、いかがですか、その点は。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

一つの例として、子どもたちが修学旅行等に出かけた時に外国の方々と交流したりすることも可能になると思いますので、まず今できるところからこう始めて、将来的には外国に行つてというところまで行けたらいいなと私は思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） この国際交流都市についてはこれで終わりたいと思いますが、今、教育長もおっしゃったようにですね、子どもたち、これから生きていく子どもたちには、やはり国際化、グローバル化というのが欠かせないものだと私は思っております。そういう人材を八峰町から輩出することです、子育て世代の移住も期待できるのではないかなと思っておりますので、前向きに進めていただけたらということを話しして1 問目は終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 引き続き2 問目についての再質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 2 問目のふるさと納税の体制強化についてです。

先般、北海道の白糠町というところにふるさと納税で視察に行ってきたんですが、その説明に当たってくれた職員がですね、たくさん、人口7,000人の町で212億円のふるさと納税があるわけですから、たくさんの視察が来るそうです。そして視察に来た町村に聞いてみると、ふるさと納税の担当者はいるのかと、職員でふるさと納税専門の担当者がいるのかと聞くと、ほとんどがいないというそうです。

で、白糠町の例ですが、2014年の3月定例議会において、その一般質問で、ふるさと納税を強化しなければいけないという一般質問があったそうです。それで翌年の4月1日、企画財政課にふるさと納税推進係を設置。まあこの時は職員1人だったようですが、そして2015年の10月の15日から、ふるさと納税を開始したそうです。そうすると2015年ですよ、10月から始めて、11、12、1、2、3、5か月足らずで1億5,900万円です。それで2016年度には職員2人を配置して、8億1,700万円。それでだんだんだ

んだん増やして、今では職員、正職員が7名、非正規・正規職員が4名で、それで212億円です。

で、茨城県の境町、これもふるさと納税で去年行ってきたわけですけども、この町長さんのインタビューがユーチューブで見れるんですが、この方はですね岐阜県の各務原市というところがふるさと納税に特化してるということを聞きまして、ここの市長さんに会いにいったそうです。で、やはりふるさと納税の専任の職員がいるということを知っていて、8月に訪れて10月には専任の職員を置いてます。ふるさと納税を伸ばすっていうのは、やっぱり片手間ではできないことだなというのを私たち学んでまいりました。

是非ですね専任の職員を設置していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の専属の担当ということでございますけども、実は、この4月からですね1名、そのふるさと納税の担当ということで1名配置しているところでございますけれども、議員がご指摘のようなですね何とか係とかそういった名称がついているわけはありませんけども、担当として仕事をしていただいております。

そしてまた先ほど答弁の中でもですね申し上げましたような会議、そういったところでもですね主体的になって、その担当者が対応していただいているところでございますので、まずはですね今年度に関しましては、もうその担当者にですね、もう少し頑張ってもらいながら、納税額が増えるような仕組み、あるいは取り組みを進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） この白糠町もですね境町も、多額の寄附金を集めているわけですけども、ほとんどが加工食品なんですね。で、町外から仕入れたものを町で加工して販売してるんですよ。町に何かいいものないかなって探しても200億も売だけのものがないんです。それは八峰町も同じだと思います。例えば、白糠町では212億円のうち約半分100億円がイクラです。で、イクラを外国からも仕入れてるし、北海道の至る所から仕入れて町で加工して販売してるんですね。境町は干しいもです。そういったことで、町外のものを仕入れて加工する。そうしないと、一つの小さな町で100億円、200億円なんていくわけないんですよ。だからそういうことのためにも、担当職員を置いて勉

強することが必要だと思ってます。その白糠町では、今、そのふるさと納税係のうちの1人を奈義町、岡山県の奈義町ですか、総務の方でも視察に行ったと思うんですが、その人口減少対策のために出向に出してるということでありました。私もね、是非その担当職員を白糠町に1年間出向させたらどうですか。提案いたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 職員の出向につきましてはですね、我が町も非常に少ない人数で、そしてまたいろんな仕事を持っておりますので、なかなかすぐにはですね、その出向というような判断は致しかねるところでございますけれども、いずれ非常に重要なことは重々承知のことでございますので、職員のですねレベルアップも含めまして、まずはですね、できること、そういったところをですね、しっかりとやっていきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） その白糠町の視察に行った時に、その担当職員がまた言っていた言葉が、どうしてそんなにふるさと納税を伸ばすことができたんだという質問に対して、町長だと。町長のやる気が何よりだと。町長がやれって言ったら私たちはやらなきゃいけないんだというそういう答弁でありました。で、その視察終わった夜にですね、ホテルの近くの居酒屋で予約して委員会でちょっと一杯飲みながら話をしたんですが、そこのおかみさんがですね、どっから来て、何のために来たのと聞くわけですよ。で、秋田県から来ました。役場に用事があって来ました。ふる納だなんて言うわけです。ふる納で来たんでしょって。ふるさと納税を「ふる納」と言うんです。それだけ町民にふるさと納税の町だという意識が高まっているんですね。で、ふるさと納税の担当者も、町長も時々飲みにくるけど、まあすごい、やる気がすごい、もうふるさと納税のおかげで私たちは潤っていると。「子育て応援日本一の町」をうたっているんですね、あの空港から、釧路空港から車で白糠町に入ったら、白糠町入った途端にもうでっかい看板ね、「子育て応援日本一の町」とうたっているわけです。で、移住対策、移住・定住対策でこういう冊子まで作ってるぐらい、まあこれもふるさと納税がそこまで伸びたからでしょうけど、伸びるためにはきっかけというのがあるんですね。そのきっかけを作るのは私は町長だと思います。今一度お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私もですね、思いは非常にふるさと納税に力入れていきたいというのを何回も申しておりますので、まあ伝わっているかと思いますが、例えば今日の新聞なんかにも載ってましたけども、井川町、既に2億円以上集めてるそうです。それは米だということでございますけども、確か昨年もですね答弁したと思いますが、境町も30億円が米だということでございました。そういった情報もあってですね、担当者には米をなるべく集めてくれというような話をしたところでございますけれども、なかなか農家の方々に回ってもですね、もう既に出すところが決まっているというようなことで、相当に断られているようでございます。いずれですね、そういったことで諦めることなく、町としても米を何ぼでも集めてですね、ふるさと納税の返礼品として使っていくんだと、ふるさと納税を伸ばしていくんだという思いをですね、様々な機会をとらえながらですね、いろんな方々にそういった思いを伝えていきたいなというふうに思っております。

そういったことをですね諦めず続けていけば、おのずと町民の方々からも多くのご協力がいただけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、私も担当任せにせず、私もですね先頭に立ってしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 境町の橋本さんという町長ですが、橋本町長のインタビュー動画がユーチューブで見れるんですよ。是非町長にも見てほしいなと思うんですが、この方はですね、そのインタビューの中で何を言っているかという、私ほどふるさと納税に特化した1,741の自治体の首長の中で、私が一番ふるさと納税を知っていると豪語しております。そして、10を超える自治体の首長さんが訪れて橋本町長と会って、確実に納税額を伸ばしていると。私の指導を受けた町は必ず納税額が上がるというようなこともこのインタビューで言っております。この町長さんは昭和50年生まれ、ほぼ堀内町長と同世代かと思いますが、生まれの大学を卒業して境町の職員になり、そこから町会議員を経て、今、町長になってる方です。来れば教えると言ってるんですから、橋本町長を訪ねていただけませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 同世代ってということで私も非常に興味を持ってるところでござい

ます。なかなか今すぐについていうわけにはいきませんが、いずれちょっとその状況を見ながらですね、是非その橋本町長に会いにいてですね、いろんなアドバイスをいただきたいなというふうに思っております。

ただ、いついつまでっていうのはなかなかこの場では言えませんが、いずれですね、いろんな機会を見ながら、そういったことができるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 非常に前向きな答弁をいただいてほっとしております。是非なるべく早い機会に橋本町長に会いにいてほしいと思います。

以上を申し上げて私の質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終了します。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。議席番号11番、山本です。

通告に基づいて一般質問をいたします。

はじめに、太陽光発電設備について。

政府は東日本震災以降、自然エネルギーを再評価し、国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度により全国で多くの太陽光発電の普及を進め、2021年には国や自治体の公共施設に太陽光発電パネルの設置が義務化され、SDGsなどの観点から、CO₂を排出せず、エネルギー源が枯渇しない発電方法の需要が高まり、その一つである太陽光発電を推進してきました。

太陽光発電事業は、地球温暖化防止、化石エネルギーや原子力発電への依存度を減らすといった環境保護の観点から、他の再生エネルギーの活用も含め、国を挙げて促進している事業であり、多くの国民が理解するところでもあると思います。

こうした中で、国策により国負担で八峰町でも設置した太陽光発電設備が庁舎施設とおらほの館に設置されていますが、この太陽光発電設備の運用は、その目標のと通りの発電量や運営効果を維持できているのでしょうか。この太陽光発電設備の発電電力は全て自家消費なののでしょうか。あるいは売電なののでしょうか。設備による発電から得られる経済的利益、経済効果を公表してください。

また、この設備の定期的な点検やメンテナンスはちゃんと行って、設備の効率100%

を維持しているのでしょうか。その効果が大なるものであれば、今後の太陽光発電促進の必要性を町民としても理解を得られるものです。

国は、2030年度には設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指しており、各自治体においても政府実効計画に準じて取り組むことが求められており、公共施設への太陽光発電設備の導入を率先して進める方針のようですが、今後の公共施設への設置計画の有無を表明してください。

次に、公共施設の将来図について。

町内に点在する公共施設は、建設から年数が経ち老朽化が課題となっています。これに伴う補修工事や維持管理費用は町の財政にも大きな負担を与えており、施設ごとに修繕対応をしていくことには限界があるのではないのでしょうか。

町全体の公共施設を俯瞰し、将来的な人口動態や財政見通しを踏まえた上で、町民ニーズに即した計画かつ持続可能な施設運営を行っていく必要があると考えます。

過去に建設された公共施設等が更新時期を迎えることになりますが、厳しい財政状況が続く中、人口減少、少子高齢化等による公共施設の利用需要の変化が見込まれることを考慮すると、全体の状況を把握し、長期的な視野にもって施設の更新・統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化しながら時代に即したまちづくりを行っていくことが必要です。

公共施設の老朽化状況や今後予想される補修、修繕費用の概算について、現状状況を公表してください。

町は、社会情勢の変化や今後の人口減少や少子高齢化の進展を見据え、公共施設等、住民ニーズや必要量も変化している中、公共施設においては町はどのような将来図を描いているのか示してください。

以上2点の答弁を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「太陽光発電設備について」であります。

地球温暖化を防止するための脱炭素化に向けた取組は世界各国で推進されており、我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、各種政策が展開されていることから、町としても、地域の脱炭素化へ

向けた再生可能エネルギーの導入促進は重要であると考えております。

こうした中、町では、役場庁舎や学校施設に、国の補助事業等を活用し、太陽光発電設備やリチウムイオン蓄電池を設置しており、発電された全ての電力が、職員室や体育館のコンセントに供給される仕組みを構築しております。

太陽光の発電量については、年度によって多少のばらつきはあるものの、役場庁舎では2万kW、学校施設では5万kWであり、概ね計画どおりの発電量となっております。

また、民間の事業者においては、商用電力の抑制や売電等を目的とした太陽光発電の設置も進められております。

しかしながら、多くの施設が導入から10年以上が経過し、近年は塩害や経年劣化等による故障等が増加傾向にあるほか、数年後にはパワーコンディショナーやリチウムイオン蓄電池など、主要部品が一斉に更新時期を迎えることから、その費用の確保が課題となっております。

また、発電量についても、日本海側の積雪寒冷地に位置する本町においては、日射量が少なく、太平洋側に比べて発電量が約20%低く、将来的なメンテナンス費用と発電量を勘案した場合、費用対効果や低い発電効率が懸案事項となっております。

このため、町といたしましては、現時点において太陽光発電設備の新規整備の予定はなく、既存設備についても、計測器やモニターなど発電に直接影響しない周辺機器については、更新しない方針としております。

また、新たな再生可能エネルギーの活用として、県や民間事業者等と連携し、安定した風を利用した陸上や洋上風力に取り組み、電力の安定供給や地域資源としての電力生産性の向上、ひいては関連産業の参入による地域雇用の拡大や産業振興に繋がるよう努めてまいります。

次に、「公共施設の将来図について」であります。

全国的にも公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、国においても、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識の下、全国の地方公共団体に対し、インフラの長寿命化対策に取り組むよう要請しております。

これを受け、町では公共施設全体の老朽化の状況を把握し、将来人口や財政状況の分析を行い、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針などを定めた「八峰町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定したところであります。

公共建築物の多くが1970年代後半から90年代にかけて建設されており、令和3年に

改訂した計画では、一般的に大規模改修が必要と言われている築30年を超える施設が全体の50%を占めるとし、早急な対応が必要となっております。

仮に、現在の施設を保有し続けた場合における、今後40年間の公共建築物の更新費用総額は約136億円となり、そのうち約110億円は最初の20年間で発生する見込みであることから、近い将来における財政負担が大きな課題となります。

これに、道路や上下水道などのインフラ施設を含めた全体の更新費用総額は約511億円であり、さらに維持管理や修繕の経費を含めると約577億円となり、全ての公共施設を更新することは困難であります。

こうしたことから、財政負担を軽減させる必要性や今後の施設利用者数の変化を踏まえると、学校教育施設の統廃合や機能的に重複する施設の集約化、余剰施設の除却などを行い、残すべき施設を絞った上で長寿命化対策に取り組んでいくことが現実的であると考えます。

現在、町では、学校等の再編整備の検討を進めているほか、老朽化が進む社会教育施設についても集約化の検討を進めるための先進地視察を行っており、町民ニーズを把握しつつ、施設整備の検討を進めていく必要があります。

また、スポーツ施設や観光施設など他の公共施設についても、老朽化の状況や町民ニーズなどを踏まえた対策を進めるほか、余剰となる施設については、合併特例債の発行期限が終了し、有利な財源が活用できなくなることから、今後は、施設の有効活用を十分に議論していく考えであります。

町は厳しい財政状況ではありますが、持続可能な財政運営を目指していく考えから、長寿命化対策を講ずるに当たっては、特定の年度に投資が集中しないよう、年度間の平準化も考慮し、公共施設の適正な管理に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 1問目ですが、最終的に太陽光発電の新たな整備はしないというふうな話あったので、まあ安心してるところですが、というのは、太陽光発電設置そのものですね現状では耐用年数、まあ最大20年、法的には17年の耐用年数なはずなんですけど、その中で、うちの方の設備は平成25年ですから12年が経過しているわけですね。そうすると、ああいう機器類というのは大概10年ぐらいの補償しかないわけで、もう12年も経ってるっていうことは、パワーコンディションなり、太陽光のパネルも

相当劣化してきているんだろうということで、私は非常にいつもトラブルがあるんじゃないかなというふうに思っていたんですが、その辺はどうなのでしょう、現状は。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

確かに設備の関係の経年によりまして時々故障しております。随時交換しておりますけれども、今後は一斉、更新時期が概ね10年以上ということで集中してくる可能性がありますので、そういったところは十分吟味していきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 多分10年以上経つと発電効率も非常に悪くなっていると思うわけですよ。ていうのは、毎日あのパネルを洗ってないと発電効率なんて悪いわけです。太陽光発電の発電効率っていうのは20%って言われてるわけですけども、今現状でやると、もっとそれが下回るんであれば、つけてる意味がないというふうにすら言いたいわけです。ですから、今まで、じゃあもう、今までのですね発電がどの程度、町の財政に寄与してきたのか。もしくは、発電の電力によって庁舎がどのぐらい電気を賄えるのか。その辺の説明もしてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電設備が設置されております公共施設8施設のうち、おらほの館を除きます7施設につきましては、非常時の電源を確保することを目的に設置しております。これは、国の再エネによる防災拠点等の整備という補助金を活用したものでして、いくら電気料金が削減されたかなどの経済性に関する数値把握は行っておりません。町といたしましては、基本的には、まず故障なく発電されているかどうかの確認にとどまってきております。

また、おらほの館につきましては、設置の際に活用した補助事業が単なるいわゆる再エネの利用ということが目的でありましたので、この事業では売電も認められておりました。この施設につきましては、年間7万円から10万円程度の売買利益が計上されているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今後も10年以上たってメンテナンス費用がかかるようであれば、あれは思い切って、あと何年もたせようとしてるのか定かではありませんけども、無理して更新するのではなくて、もうやめた方がいいと私は思うわけですが、その辺については、まあ先ほど町長の答弁の中で、あんまりそれは更新しない方向で考えてるという話でありましたが、それと、今後、まあ国の方針では新しい施設については太陽光をつけらせるというふうなことを言っているわけですね。今後、八峰町で新しい施設と考えられるのは、まだ決まっておりますが、小学校の統合で新しいもしかしたら校舎ができる可能性がある。そういった時に、その校舎に太陽光パネルをつけると、また同じような話が出てくるわけですね。ですから、そういうものにまたメンテナンス費用をかけるよりは、庁舎維持の方が大切で無理につける必要はないと思うわけですが、その辺についての考え方を少し述べてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと繰り返しになる部分あるかもしれませんが、やはりこの国全体を考えた時に、日本というのはやはり資源が非常に少ない国でございますから、やはり発電を考えるとですね、再生可能エネルギーというのは非常に大事なんだろうと思っています。特に震災以降はですね、原発というところが非常に問題があるというようなこと、全国的にも言われておりますので、カーボンニュートラルっていう観点からですね、やはり大事なんだと。

こういった中で、やはり日本海側、特に雪が降るこの地域ではですね、太陽光というのは非常に不利なんじゃないかなと私は思っております。当然ながら太平洋側は冬場でもある程度の日射量が確保できますし、そういったところとやはり比較しますと、20%、先ほど答弁でも申し上げましたけども、約20%ほど発電効率は悪いんだなというところがございます。

そういった中で、まあ県、あるいは沿岸市町村一体となってですね、その国と進めております洋上風力発電、あるいは陸上風力というところをターゲットを絞って今取り組みを進めているところでございます。

また、先ほど更新は難しいと言ったところは、そういった課題があるということでありましたけれども、議員がおっしゃいました、今の新しい校舎云々という話が出ましたけれども、まだそういったところ確実に決まったわけではありませんので、私からは答弁

は差し控えますけれども、その辺の方向性が決まった段階で、またその設置云々については今後考えていくことになりますけれども、さっき申し上げましたとおり、太陽光、非常にこの地域では不利なところがありますので、なかなか設置は難しいんじゃないかなというところ、まあ現段階では私はそういうふうに思っているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） これに関連してですね、最近出てる話が農地に太陽光発電を設置するというふうな話が出てるわけですが、特に八峰町は耕作放棄地があり余ってる場所ですので、そういうところの話が現実が出てる。ですが、私はですね、まあ使っていないといいながらですね、一旦太陽光発電がそういう、まあ放棄地であろうが造られた場合、この景観とその最終的に撤去が確実に行われるのかというふうなことを非常に心配だわけですね。で、町としてそれをまあ見ないまま進めていくことを許していくのかということもちょっと触れておきたいと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 耕作放棄地にパネルを設置するとなると、もしかすると農振法とかそういったところに関わってくるのかなというところで、まずちょっとその辺詳しくは分かりませんが、ただですね下が農地のまま上に太陽光パネルを設置して、その下の方ですね、実は山わさびを作ってみてはどうかというような提案が県の方からもございます、今試験的にそれをやってみようかなと実は思っております。まあ太陽光だけではなくて、農地をしっかりと活用していただけるようなそういった方策が今後可能となるのであれば、そういったところはですね、ひとつまあいいんじゃないかなと実は私も思っております。当然ながらですね、農家さんにすると売電収入に加えて、その農地での収入もあるってということでダブルでの収入になろうかと思っておりますので、そういったところを考えると儲かる農業にも繋がるかなというところで、まだ試験的でありますけど、そういったところちょっと状況を見ながら、今後町でも考えていきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれにしても公共施設については、積極的にその太陽光発電

を私は設置するべきではないの。それよりは、その非常時っていうのは短期の時間ですから、まあディーゼル発電で補うというふうな方が一番ベターだと私は思います。

それと、先ほどの農地の件に関してはですよ、まあそれは試験的であれば私はいいいんですが、それが大規模になった場合、本当にその最終的に撤去しなければならない場合、もしくは更新する時期に来た場合、その農家もしくは設置業者が確実にそれをしていけるかというふうなことを最初に吟味してからですね、それを進めていかないと、どんどんどんどん建物ばかり建って、まあ最終的に放棄されるというふうな事態なった場合に、八峰町の景観は著しく荒れたものになってしまうと私は心配してるので、その辺を注意して進めてもらいたいと思います。

で、1問目の質問は終わります。

で、2問目の何だっけか、質問に入りたいと思いますが、今現在は、例えば対比するわけではないんですが、まあ似た類似施設として峰栄館とファガス、八森子ども園と峰浜ポンポコ山子ども園、八森小学校と峰浜小学校、ハタハタ館と体験センター、ついでにしいたけの菌床栽培施設、まああと深掘りしていくとですね、上下水道や町内のコミセンの施設も数多くあります。私は、この施設はですね思い切って将来的には統廃合はやっぱりするしかないと思うわけですよ。これは、まあ地域にとっては非常に抵抗があるし、住民にとっては「うーん」とまあ言われると思いますけど、断行しなければこれは成り立っていくことができないわけですね。ですから、その辺のことをですね考えるとですね、ずっとこの補修、補修で繋げていくっていうことも必要だかもしれませんが、それであればですね、むしろ潰して、その住民の方々をバスなり、そういう便利な方法で移動する、もしくは、今ではテレビ電話もありますから、そのテレビ電話、パネルで離れていてもそれを会議をできるというふうな方法でもあるわけですから、その辺の考え方というふうなものを是非検討してもらいたいと思うわけですが、答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まず施設の統廃合については、今後としても出てくるんだなと思ってます。それは人口減少等が今進んでおりますので、先ほど答弁でも申し上げましたとおりでございます。そういった時にですね、議員ご指摘の例えばテレビ電話とかオンラインで繋ぎながら会議をするような対応は、非常に大事だと思いますけれども、まあ我々スマートフォンにですねZ o o mなんかを入れて、まあそういった施設整備な

んかをしなくてもそういったことはもう既に可能なというふうに思っておりますけれども、高齢者となりますとそういったところできない方もいらっしゃると思いますので、そういった指導というか教えていくというような取り組み、まあもし自治会等の方からですね、そういった教えてくれというような問い合わせ等があればですね、町としてもそういった対応はしていきたいなと思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 前回の質問の時に、携帯の使い方というふうなものを指導としてマイナンバーを取得するようというふうに言ったところですけども、高齢者といえどもどんどんその、まあ80代ぐらいの人についてまで全部覚えろとは言いませんが、70かそれぐらい代の人についてはですね、充分まだまだ使える、覚えれるチャンスはあるわけですから、まあ機会あるごとにそういうふうな説明なり教え方をしてもらいたいと思います。

それと、まあ先ほど対比するような類似施設の話したわけですが、仮にですね小学校1校が廃校になるというふうな前提が統廃合の委員会の中で決まった場合、そういった場合はですね、やはり決まっている廃校であればですね、もうは、この廃校についての利活用というふうなものを地元企業者から優先して提案をしてもらう。要は自社で使いたいとか、まあここの団体に使わせたらどうかというふうなことをですね、やはりこう進めていくことがですね、廃校後の校舎を長期的に放置するということは施設の劣化になるわけですよね。やはり時間を空けないでその施設を再利用していくことがですね施設の維持に繋がるわけですから、そういうふうなことをですね、まあ決まる前に、まあ既にまず統廃合が決まればそこははっきりしてることです。今現状で使っても並行に進めていくというふうなことは私は大切なんだろうと、それが施設の有効利用に繋がるということが分かっておりますので、仮に小学校でも子ども園でもそういうふうな取り組みをしていってほしいと思うんですが、その辺についての考えを答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11議員の質問に対し、答弁を求めます。

休憩いたします。

午前11時04分 休 憩

.....
午前11時04分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） 確か埴川小学校の解体の時もですね、そういったご意見、確か山本議員からあったと思います。いずれですね、そういったこと非常に大事だなと思ってますので、まずはですね庁内、まあ町の役場組織の中でそういった有効利用ができないかどうか検討した上で、その上でですね民間企業者に対しまして、何もなければですよ、何もなければ、民間企業者に対してその用途について何かないかっていうところをこう働きかけていきたいなというふうに思ってます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ですから、要は施設が将来的に必要なという前提をどうやってシミュレーションしてるのかということですよ。要は、職員の皆さんだって分かるわけでしょう。2つあるもの、将来、まあ不要になる校舎、想像できてるはずなんですよ。だったらですね、今からそれを並行して、ここの施設は多分空くから、まあ潰さざるを得ないから、だとすれば今のうちに貸与なり買ってもらう業者を募集すると、もしくは陰で、陰でちょこちょこ、地元の業者なり、まあそういうところに聞いてみるということが私は必要だということを言ってるわけですよ。そういうシミュレーションもできないでですね、将来の施設の管理なんてできるわけないわけですよ。それが財政の平準化に繋がっていくわけですし、財政の緩やかな減少っていうことにも繋がってくわけですよ。ですから、そういうふうなシミュレーションをはっきりしていくことが私は大事なんだろうというふうに思ってますよ。で、少なくとも過去にも、もっとそういう情報があれば私は借りていたと、もしくは申請してあったかもしれないというふうなことを地元企業の代表から言われたことがあります。もっと潰す前に教えてもらいてがったなと。結局何年もそれを捨てたまま、話をないまま放置したおかげで、結局潰す、1億円も、1億5,000万円もかけて今潰してるわけでしょう。ただでくれてもいいわけですよ。だからそういうシミュレーションがもうできている段階でなぜそれをやらないのかということをお私に聞いています。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まあ現時点では学校統合の検討委員会が始まっておりますけども、結論はまだ出ておりませんので、まずはですね、少なくとも結論が出る前からそういったことをやるっていうのも私どうかなと思いますので、まずはですね、その結論を待つ

てからそういった対応をしたいと思ってます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私は結論を待つべきではなく、想像、ですから想像図ということ言ってるわけです。想像の段階で話ができるわけでしょ。それは企業のスタイルですよ。町もですね、そういうふうなことを思わないと、これ運営なんてできないんじゃないですか。結果決まってから、まあそれは当たり前ですけども、でもやはり想像するっていうことを前提にして、将来はこうあるべきだということがやっぱりないとですね、これは進んでいかないと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。

○11番（山本優人君） はい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 結論は先ほど言ったとおりまだ出てないところでございますけれども、私の頭の中ではですね、しっかり想像しておりますので。そういったところをお伝えして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、他に質問ございませんか。

○11番（山本優人君） ないです。

○議長（皆川鉄也君） 他に質問ないようですので、11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時09分 休 憩

.....
午前11時15分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 午前中最後になりましたけれども、どうかお付き合いのほどよろしく願いいたします。

通告に従い、一般質問を2点行います。町長並びに教育長の考えを伺います。

まずはじめに、子育て応援の充実をについて伺います。

結婚して八峰町に住んで安心して子ども育てることは、町にとっては大変貴重な宝物

として子育て応援をしていかなければなりません。若い世代の夫婦に町が寄り添い、妊娠から出産、育児サポートをして、八峰町は本気で子育てを応援してくれていると言われるためには、近隣市町にはない八峰町ならではの取り組みが必要だと思います。

教育産業建設委員会は、この任期中4年間、4県8市町村を視察研修してまいりました。子育て支援と人口増加など、先進事例を見てきました。共通した課題が見えてきました。長野県南箕輪村、茨城県境町、東京都日野市、北海道の白糠町、東川町は、人口が増える。減らないということです。そして共通していることは、妊娠、出産、子育ての全面的な応援です。

茨城県境町は「子育て応援に力を入れています」という見出しで、この8年間直近で新しくできた施設と題して、写真入りの立派なパンフがあります。その紹介する写真の中に64か所の新しい施設が造られています。子育てについてですので、その冊子については少し触れさせてもらおうとすれば、このお金はほとんど町のお金は使ってません。あらゆる交付金を使い、ふるさと納税、企業版ふるさと版の資金を利用しています。その中には、子育て支援マンション、木造アパート、学童クラブ2か所も含まれています。首長がまちづくり参考を目標にする自治体3位です。先ほど笠原議員からもありましたけれども、このことをアピールしております。白糠町は「日本一子育て応援」と庁舎の玄関に大きく掲げています。

また、共通しているのは、学校給食の無償化、または若干の負担があるところです。あとは学童クラブ以外、登録していない子育てセンターがあるということです。もう一つ共通しているのが人口が増える要因として外国人の受け入れと移住者を受け入れる、その人たちのためのきめ細かい支援を行っていることです。その取り組みは半端ではありません。子育て支援課があったり、女性管理職者が半分以上あったり、女性のための就職相談として女性の就職お仕事相談のパンフには、民間と一緒に取り組んでいる内容が載っています。出産後のケアは、当町も訪問していろいろやってると思うんですけども、驚いたことに、この出産後、出産後ケアは、お掃除、配食、宅配クーポン券2万円、育児パス、カフェを利用するのに1万5,000円、子育てサポート等、様々なサポートがあります。定住促進はそこまでやらないと定着しないのではないのでしょうか。

そこで、我が町としてできることは、近隣よりも子育てしやすい、八峰町は子育てよいとこ、このようなチームを作り、抜本的に取り組むことではないのでしょうか。

長野県南箕輪村は、最初打ち出したのが保育料が近隣で一番安いということで、近隣

からの移住が始まったということです。

今、母親が求めていることをスピードをもって職員チームで組織することです。職員を育てることが人口増の鍵になっている共通のものと私は理解しております。子育てに遅れをとらないところが、その先の先を考えて政策を打ち出しています。これはインフラ整備のような多額の費用はいりません。いるのは人件費がいると思います。若干ですけれども。

そこで、当町の子育て支援について伺います。

給食費の無償化はまだ行いませんか。

学童クラブは1年から6年まで登録はできますが、一番必要としているのは小学校低学年までで、部活終了後、保護者が迎えに来るまでに別の施設を設けることを考えませんか。

そのような例がありました。昔、児童館的、保育センター的な施設だと思うんですが、今これが必要になっております。学童クラブに登録していなくとも、平日夕方まで長期間自由に出入りできる地域包括支援です。学童クラブは、春、夏、秋、冬、長期間、長時間の保育となります。その間の食料事情は、それぞれ持ち込むことで個人差が出ます。長時間もたない児童も出てくるのではないのでしょうか。私も何度か支援に入って、この実態を見てきました。昼食を出せるように何回か支援したりしませんか。おやつも与えるなど必要です。現に北海道東川町でもやっていました。学童クラブ以外の児童が利用する地域支援センターです。平日、部活動、習い事を終えてから自由に出入りできます。長期休み中使えるすばらしい施設は学校と併設され、私たちが視察した時は保護者が迎えに来る時間帯でした。とてもいいにおいがしたので、給食でも出たのかなと想像しておりました。

以上のことから、学童保育と、今現在で行っている学童保育はランチルームで行っております。ランチルームの空いているスペースを利用する学童は本当にこれ使いやすいのでしょうか。前の教育長は頑なにこのことを行ってきましたけれども、学童は学童、ランチルームはランチルームとして使い勝手のいいのが、これがそれぞれの用途ではないのでしょうか。学童保育の居場所づくりをつくり、必要なことではないのでしょうか。

以上のことの考えを伺います。

次に、猛暑から身を守る対策について考えを伺います。

7月15日から気温が29度を超え、夏休みに入る23日は30度超えが、月末にかけて5

回、8月に入り6回あり、その間、28度、29度でした。関東以南に比べると天地の差ですけれども、例年30度1回あれば夏を感じてきたこの地域では、暑さに体調が慣れるまで大変な猛暑に体調を崩してしまいます、ということをよく聞きます。毎年、今年のような猛暑になると言われております。知り合いも救急搬送されましたが、熱中症は食欲不振から始まり、倦怠感、無気力になり、栄養失調から腎臓病など病気の併発して入院してしまうということになります。

八峰町ではどのような状況だったのか。救急車で運ばれた人が何人いるのか教えてもらいたいと思います。八峰町での現状の様子をお知らせください。

防災無線では、熱中警戒アラートのお知らせで、エアコンをつけて適切な温度で管理してくださいとありましたが、その都度気になるのは、エアコンない人はどうするのかという疑問でした。地球温暖化が加速していくのは世界的規模で取り組まなければならないと、パリ協定とその前は京都議定書が開かれていますが、CO₂対策などはワーストワンは中国、そして日本は5位くらいになっております。

そこで伺います。

エアコンが全世帯に設置されていることを念頭に置いているのでしょうか。調査、行いますか。もはやエアコンは生活必需品であることから、次のように能代市は市民にお知らせをしています。能代市は熱中症予防のため、在宅エアコンが一度もない市民税課非税の高齢者世帯にエアコン購入費用を補助しますとあります。市内に居住し住所を有する方で、次のいずれの方々ということで、65歳以上の高齢者の一人暮らし世帯、そして65歳以上の高齢者のみの構成されてる世帯、65歳以上の高齢者と障がい者がいる世帯、世帯全員が市民税非課税または生活保護となっています。現に居住している住居においてエアコンが一度も設置されていない、または故障による使用ができ、エアコンがない、こういう方々に6万7,000円を限度にエアコン本体購入費と設置工事費合計の2分の1を補助し、見積額の2分の1または6万7,000円、限度額となっております。こういう、そしてこれは4月、令和7年、今年ですね、4月1日からとなっております。

このように生活弱者の人たちの健康を守るために、エアコン設置を援助を能代市と同じか、もっとバージョンアップしたものを考えないでしょうか。長く続くと避難も必要になりますが、一度防災無線で峰栄館など避難場所があるとなりましたけれども、受け入れ体制はどのようになっているのですか。和室とか利用できるようになっているのか。そして公民館と連携を取っているのかということがちょっと疑問があります。ある人から

「どうやって行けばいいのや」と冷ややかに言われたことがあります。地域のコミセンを避難場所にした場合は利用料を補助するとか、今後も考える必要があるのではないのでしょうか。

同じことは学童にも言えます。学童クラブに所属していない子がエアコンのない部屋で過ごしていないかなどの調査を考えませんか。本来であれば地域包括センターや児童館があればいいのですけれども、今は現在はそういうのがありません。猛暑から一人も取り残さないための対策を考える必要があるのではないかと、教育長に考えを伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「出産後の家事及び育児援助について」であります。

議員がご視察された北海道東川町や都市部等においては、自宅の掃除や昼食の宅配などの家事代行サービスに対し、各自治体が子育て支援の一環として事業を実施しており、県内においても同様の事業を実施している市町村があることも把握しております。

一方、町では独自の子育て支援策として、出産祝金の配布や18歳までの医療費の無料化、小・中学校入学時の育児助成金の配布などを実施してきております。

今後は、能代山本地域におけるサービス提供が可能な事業所の把握や他市町村の動向を注視していくとともに、子育て世代とのヒアリングを重ねながらニーズの把握に努め、新たな子育て支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、「猛暑から身を守る対策について」であります。

近年の地球温暖化による夏の猛暑により、高齢者の熱中症リスクが高まってきておりますが、今年の夏は、町内において4人の方が熱中症により救急搬送され、うち1名が65歳以上の高齢者でありました。

また、エアコン設置の推奨につきましては、民生委員の見守り活動や社会福祉協議会による高齢者見守り事業において、活動の一環として未設置世帯への設置を推奨してきております。

議員ご指摘の非課税高齢者世帯へのエアコン設置費用の助成につきましては、既に能代市や北秋田市等において実施していることを把握しており、今後は、そうした状況や町の財政状況等を踏まえながら、事業の在り方を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 皆さんお疲れ様です。

それでは、私から教育に関する見上議員の質問にお答えいたします。

はじめに、「小・中学校の給食費の無償化について」ご質問にお答えいたします。

町では、平成27年度から半額免除を実施しているほか、近年の物価高騰による食材費の値上がり分についても町が負担しており、子育て世帯の支援が図られているものと考えております。

また、給食費の無償化は国や県が行うべきと考えておりますが、新聞報道等によると国では、「令和8年度から小学校を念頭に給食無償化を実現し、中学校でもできる限り速やかに実現する」といった動きや、県においては、知事の重点政策として「小・中学校の給食費無償化」が掲げられておりますので、引き続き国や県の動向を注視してまいります。

次に、学童クラブ関係についてのご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブは、児童の保護者が家庭にいない時に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業であり、児童にとって安全・安心な居場所であることが重要であります。

はじめに、長期休業中の放課後児童クラブは、開設時間が長く、支援員の職務も通常期より負担が多くなります。

また、昼食を提供する場合は、弁当の注文や受け取り、代金の管理、食後の片付けのほか、食品衛生管理など、新たな業務が追加となり支援員の負担が増えるため、児童の安全確保が困難となることが想定されますので、引き続き利用者各自が昼食を準備していただきたいと考えております。

次に、放課後児童クラブの場所につきましては、下校後の安全・安心な居場所であることが重要となりますので、防犯や事故防止の面を考慮すると、現状としましては、小学校ランチルームを活用して実施することが最善と考えております。

次に、2問目の「猛暑から身を守る対策」の「夏休み中の児童が猛暑の中どのような生活環境にあるのか実態調査がなされたのか」についてのご質問にお答えいたします。

児童生徒個々におけるエアコン設置状況の実態調査は、行っておりません。

なお、日頃から峰栄館とファガスを開放しておりますが、今年は猛暑対策として、暑

さを避ける涼みどころとしても活用いただけるよう町民に周知したところであり、児童生徒に対しましても同様に、暑さを避ける場所、勉強する場所として利用を呼びかけております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 8 番議員、再質問ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 今、教育長と町長のお話を聞いて、目新しいことは何もない、まあ今までどおりやっていくという、こういう方針であります。

子育て支援、乳幼児の出産からいろいろケアがありますけれども、私がここで取り上げたのは、やはり八峰町ならではの子育て支援。ほかでやってなくてやっぱり八峰町いいなという、力を入れてるなという、こう思えるようなものが何か一つキラッと輝くものが必要ではないかと思います。まあいろいろ視察して参考になった点がいっぱいありますけれども、やはりその中で特徴的なのは、しっかりと生まれる前から、生まれてから、私たちの想像のつかないような支援をしているということです。これには本当にびっくりしました。何か答弁によれば、このことも何かご存じのようですけれども、やっぱり配食、それからお掃除とか、こういうことはちょっと気がつかないですね。ていうのも、やはりここは今まで見たところは人口が増えてきてますので、その人口増加に伴って移住してくる人たち、まあここはもう八峰町の場合はそんなにないんですけれども、ただ1人でもまず移住してくる人があったら、その家庭に寄り添って、それでその要望を聞いて、それをしっかりと制度として、それで繋げていくということが必要だと思います。

例えばですね、何年も前になるんですけれども、まあはっきり言ってあれですけど駐在所、中浜の駐在所の転勤の方が双子の子どもがいて、その上に4歳の子どもがいて、とてもじゃないが子育てが、1歳の子ども、双子の子ども入ってきたんですけれども、お母さんの疲れ具合、そしてその家庭のいらだちが極端でした。それで、風呂に入れば、もうどちらがか風邪をひかせてしまう。それでとうとう、上のお姉ちゃんが非常に優しい子だったんですけど、何でお母さんこんな子ども生んだのっていうふうに泣いて言われたということで、このことを保健婦さんに話をして、で、保健婦さんがこの家庭におばあちゃん、役場職員のお母さんなんですけども、おばあちゃんを派遣して、それで健やかに子育てを終えることができて、ここから転勤した時は本当にありがたうって喜ばれました。こういうことをもう制度としてね、多子、双子の場合、それから年子も

そうですけれども、そういう家庭に対して制度としてお助けする。で、どういうことをお助けできるかというのをきちんとやっぱり文章に出して、で、そのためのチームを作っていく、こういうことが現に今まで、珍しいことではないですので、行われてきましたので、こういうことをやっていくという、こういうことの前向きな考えはないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど答弁でも申し上げましたけども、本当にそういったところがですね、この八峰町に住んでおります子育て世代が求めているのかどうか、そういったところもまだ分かりませんので、いずれそういった世代のヒアリングを重ねながら、何が求められているか、そういったところをしっかりと把握した上で新たな事業展開をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ今言われたこと、それから他市町村の状況も踏まえると言いましたけれども、やはりこれは文章に出して、こういうふうな支援をするんだということを文章に出していかないと、八峰町でやっていることは目に見えて住みたいと思うようにはならないと思います。できること、まあ移住者、移住、まあ赤ちゃんが生まれて移住者が出た場合、入った場合、本当に寄り添って、それでそこから必要なことを伺い、知り、制度として行っていく、こういうことがなければ移住者も増えないと思います。

そういうことでですね、まあ課長がちょっとおりませんのであれですけれども、子育ての不安っていうのは本当に並大抵ではないです。今、家庭の中でも、もう20代、30代前後の夫婦の場合、もう一緒に住んでても、もう親は働いてます。で、残された子どもはゼロ歳児を保育しなければなりません。産休明けで入る人もいますけれども、そこに子育ての不安っていうのは、私も本当に都会で子育てをしてきて本当に大変な思いしてきたんですけれども、そういうことに寄り添うということで、移住者の中には子育て世帯っていう移住者はおらなかった、あ、これ通告外ですのであれです、答えが大変だと思いますけれども、いずれこういう体制を取って、それで保健婦と保育園と子育てに関連するチームを作って、子育て課のような課を作っていくというこの考えはないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 通告にありませんので、今すぐここで答えることは難しいことではございますけども、いずれ先ほど組織の話につきましては笠原議員からも少しありましたけども、組織全体のバランスを見ながら、そういったことは可能なかどうか、いずれ検討はしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 教育長に伺います。

今のままのランチルームですって行っていくということですが、今までいろんなところ見てきましたけれども、ランチルームはもう固定化されてますよね、椅子が。椅子がもう固定化されて動かない。それで空いてるところを、まあ八森小学校の場合は使うところになります。これが本当に適切かと、これで大丈夫なんだということがちょっと私は信じられないですけれども、例えば別の場所に空き教室があるとか、それから地域の学校の向かいに空きのあの立派な、前レストランやっところの空きの施設、施設っていうか住宅もありますけれども、そういうのを利用する。空き教室は、まあ川尻教育長の場合は「ない」と言われましたけれども、そのような場所を使うとか、また新たに造る場所を考えると、そういうことはまあ予算の関係であれですけれども、私はとてもランチルームが学童保育、登録が1年生から6年生まで登録している人が36人、それぞれ前後だったと思うんですけれども、あそこに入って保育をするということは、それはね大変ですよ、職員は。職員はそれは大変です。まあおやつ、お湯を沸かして、簡単にカップラーメンとか食べたいとあってあるんで、お湯もなければ何にもない。安全のガードで職員もいろいろ大変だからということであればね、改善の余地がないですよ。何かしらそこから子どもたちのための考えたら、7時半から開いて6時までですよ。それで昼の弁当持って、おやつはどうなってるか分かりません。で、学童保育は2,000円です。で、まあ山本町は500円です、あ、山本、三種町は500円ですけれども、これでそれで職員が大変だからということで何もできないということであれば、子育て支援としてはちょっと町としてはちょっとどうかなと思いますが、今一度、教育長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の再質問にお答えいたします。

まず放課後児童クラブは、先ほどもお話したんですが、学校が終わった後に子どもたちが安心して安全な場所でなければいけないと感じています。それで、現在ランチルームを活用しているんですが、放課後児童クラブは学校とある程度切り離して行っております。ですから、ほかの教室を使うというよりも、切り離しが可能なランチルームを活用しているということです。今後、利用者、利用する子どもたちの数が減った場合には、またどこかの教室が利用可能かについては今後考えていきたいと思います。

ほかの場所についてというお話もありましたが、移動にまず時間がかかるということと、移動に際しての交通事故の心配もあるということで、学校に隣接しているのが子どもたちにとって安全な場所であると考えております。

最後に、支援員の方々は時間いっぱい何もしていないんでなくて、とてもいろんなことを気を配りながら子どもたちのために勉強を見たり、心を開放したりと、いろんなことをこう支援していただいています。ですから、保護者の皆さんにも安心して預けていただいているのではないかと考えております。ですから、現状をこのまま維持してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 学校側の考え方としては、ランチルームっていうのは衛生面で大丈夫なんですか。放課後部活を終えた、もうほこりをいっぱい持ってきた子どもたちがランチルームで利用する。で、それはそこで食べること、衛生的に一番気を使わなければならないところなんですけれども、そういう衛生面については考えなかったのですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘のありました衛生面に関しては、これからも学校や支援員と一緒に安全・安心な場所であるためにいろいろ注意を払っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 学校給食の無償化ですけれども、国の方は、まあ8年度から行う、まあ県の方も鈴木知事がやりたいということを言ってますけれども、今、国会はもう混沌としてます。で、国会も今、空白になってます。これが8年度から利用できるの

かどうなのか。野党の方々も戦々恐々としてますけれども、こういう中でですね国の動向を見たり県の動向を見たりということではなくて、やはり町として食育をどのように考えるのか。で、子どもたちに、保護者たちに安心して子育てができる、こういうことから近隣の市町は給食の無償化を行っていると思うんです。いつまでもこの国の動向、県の動向、そしてこういうことでなければ発言できないということは、ちょっと情けないと思うんですけれども、国の動向はどのように考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 国の動向では小学校を念頭に8年度からって言ってますので、そこを注視してまいりたいと思います。

あと、我が町は、先ほどもお話しましたが、27年度から半額免除、さらに現在話題になっている食品の高騰分については、町の方で負担しているという手厚い支援をしていると思います。ですから、今後もこの状況が続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 動向を見ながらということで全県の様子を見てみますと、小坂町でも半額負担であったのが全額負担になりました。ほとんどが今もう給食の無償化を行っております。ここで八峰町が頑なに半分払ってるから、材料費が上がってるからということで、自分たちの都合で保護者目線に立たないでこれ続けているのは、やはり周りからいろいろ言われるのではないかと思います。答弁は変わりませんので、答弁は要りません。

これで1番目の質問を終わります。

2問目に入ります。よろしいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） 救急搬送で4人が運ばれたということです。これはやはり熱中症でもう我慢ができなくて、もうふらふらの状態で多分運ばれたと思います。で、まあ町としては一人暮らしに対して見守りを行ってるからと言いましたけれども、私も何人かに聞いたら、「この猛暑の中、誰も来ませんよ」っていうことが、「誰か来てた」って言うと、もう誰も来てない。この猛暑の中、これを民生委員の方々に任せるということは、これは本当に酷だと思います。歩くのも大変な中で。これは見守りはやってないということになると思います。

そして、能代市で行ってる、まあ三種町も行ってますけれども、今、このエアコンっていうのは生活の必需品となってます。それで適切なエアコンの設置をしてくださいっていうことを放送するということは、町としては全世帯にエアコンが設置しているものと考えて放送しているのですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。

休憩いたします。

午前11時53分 休 憩

.....

午前11時53分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 見上議員のご質問にお答えします。

町の方では、前日もしくは当日に気象台の方から熱中症警戒アラートが発表された段階におきまして、防災無線におきまして、熱中症の予防警戒というふうなことで防災無線の方で流させていただいております。

ただし、エアコンを全世帯が設置しているというふうなことを想定はしておらず、エアコンを設置しているご家庭では適切にお使いくださいというふうな意味合いで放送させていただいております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町としては、猛暑対策としてエアコンのない世帯にはどのような対処を熱中症対策として行うのか。まあ公民館に来てくださっていうこともありましたけれども、本当に「どうやって行けばいいずや」っていうふうなことです。そのための車の利用、いろいろあると思うので、町の方で手配しますので利用してください、こういうことはちょっと大変ですけれども、このくらいのものであれば駄目だと。子育て支援と同じで、まあ前に戻りますけれども、部活とか終わった場合、移動、バス、移動の車も用意してあるんですよね。学童保育は地域ばらばらですので。そういう意味でも、これを打ち出して猛暑対策としてやっていくのであれば、もうちょっと手厚い支援が必要だと思います。

で、私は常々考えてるんですけれども、コミセン、コミセンをうまく利用する。で、

コミセンまでだったら行けるんじゃないか。コミセンにキンキンに冷えた状態、和室でも用意しておいて、ここに来れる人は避難してくださいということで水分と部屋を用意しておく、こういうことが必要だと思います。エアコンの補助、設置も町から何もないとしたら、せめてこういうことを考えられるんでないかということは、私はもう猛暑になった場合、いつもそう思って、何でコミセンさ逃げていげって言わないのかなっていうふうなことこう考えてるんですけれども、そのためにコミセンに対して補助を出すとか人員の補助を出すとか、そういうことを考えるべきではないかと思いますが、猛暑対策として今ひとつお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

いわゆる避暑施設ですね、クーリングシェルターと呼ばれておりますが、こちらの設置につきましては、国でも設置の呼びかけがございまして、町としましては先ほどご質問の中にもありましたとおり、ファガス、峰栄館を、まあ指定という形ではないですが、推奨しておりまして、利用を呼びかけておりますし、施設側の方でも来ていただけるようにお声掛けをしているものと認識をしております。

また、今年は例がございませんでした、各自治会でも自主的に、今日は暑いので、暑くて家にいられない人は自治会館に来てくださいというふうに声掛けしてもいいかというようなことでお話があつて、ご協力を願っている、そういう場合は自治会の判断でやられていることについては是非お願いしますということで協力をお願いしている場合もございしますので、そういった形で個別に対応されてるものと考えております。

また、今年度ですね自治会の会館管理費などを含めた運営費の補助金の増強も行っておりますので、こういった自治会支援拡充した中で、自治会の各自の判断で暑い時にですね避暑施設として自治会館をご利用いただくことは積極的にやっていただければありがたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ありがたいじゃないんですよ。町の方で猛暑対策としてこのようにしましたから、自治会の皆さん、会長の皆さんご協力してください、そのための費用は町で出しますからということをはっきり打ち出さないと、連絡があつたからではないんです。今、この猛暑というのは、もう来年ももう何年も続くというふうなことが報道されてます。このための対策をしっかりと取らないと、本当に非課税世帯、本当に屋

根の低いところで扇風機だけ回して、未だに後遺症が続いてるっていう高齢者もいます。こういうことを命を守る猛暑対策ということを真剣に考えないといけないと思います。その辺、町長どのように思いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 猛暑対策でございますけども、非常に私は大事な取り組みであるというふうに思っております。先ほど答弁は総務課長がしたとおりでございますけれども、自治会長会議等、年２回ありますので、そういった機会を捉えながらですね、自治会長の皆様には是非そういったところを積極的にやってくれというような話を私からもしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

（「議長、休憩。休憩さねったすか」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩しません。

８番見上政子さん。

（「11分あらったよ」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） え。

（「もう11分あらった」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 続けます。

８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） エアコンの設置というのは、猛暑対策として、熱中症対策として能代市も考えて、熱中症対策として行ってるんです。で、町として熱中症対策が全く、暑い時は公民館に来てください、それだけの放送。で、エアコンある人は設置してください。それだけでは不十分です。バタバタ倒れていく人がこれからも出てくると思います。このことについては、本当に真剣に取り組んでもらいたいと思います。

次に、教育長の方に、夏休みの子どもの健康管理というかね、夏休み中であっても学校の子どもは学校の子どもです。で、そういう意味でも、どうしてるのかというこう、学童に入っていない子どもに対して電話でもいいから、どうしてる、エアコンあるが、ねがってというふうなこう確認とかね、大変でねがっていうことをやっぱり連絡するようなこういう健康管理が、このように続けば、設置されたところはいいんですけれども、そうでない家庭というのはもう大体見当がつくと思いますので、そういう対策を取ってい

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の質問にお答えいたします。

放課後児童クラブを活用していない子どもたちは、うちに誰か子どもたちを見てくれる人が、家族がいるということで児童クラブを利用していません。ですから家族の方が大切に見守ってくれていると思いますので。

あと、調査しないのかということにつきましても、日頃から、中学校であれば生活ノートといって、いろいろこう一人一人が自分の生活についてや思いについて毎日担任と情報を交わしております。あと小学校でも、担任の先生が子どもたちといろいろなお話をしていると思うので、そういう会話の中から子どもたちの状況を把握しているということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 必ずそばに、低学年の子どもであってもそばにいるということが条件ですけれども、中には学童保育、学童クラブの方には行きたくないとか家の方がいいとか、家族がいなくとも家の方がいいとか、そういう子どももいると思うんです。で、もし四六時中そばに親がいるというわけでもないの、そういう意味でも学校の方でエアコンの設置していない世帯っていうか家庭はどのくらいあるのかっていうことは、ちょっと把握していく必要があるのではないかと思います。そう考えます。

そして、町長にあと一言お願いしたいんですけれども、先ほどから言ってますけれども、学童保育はランチルームになってます。で、今、部活とか、それから、ほかの方では学校の区域以外に、まあ敷地内もそうです、敷地内に学童クラブ、敷地以外に学童クラブ、そして大きいところでは、まあうちの孫も飯島小学校では学童クラブと、それから子育て支援センター、2つあります。そういう意味で、今、ランチルームが仕方ないからそこでやってるということですが、その子育て支援センターみたいなものを設ける考え方はないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 子育て支援センターのような建物を建てないかというようなことでございますけれども、見上議員の言うとおりでいいものがあるといいわけでございますけれども、町としてもですね厳しい財政状況でございますので、現時点では

非常に厳しいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これで質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開し、引き続き一般質問を行います。

午後 0時05分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 傍聴者の皆様には午後からありがとうございます。議席番号2番、伊藤一八です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

近年、他自治体では公用車をカーシェアリング化し、観光客や地域住民に貸し出すことにより、地域の新たな移動手段となり、休日の車両の遊休時間を減らすなど効率的な利用が進められています。

本町においても、町が所有する資産の有効活用をどのように図るかは大きな課題であります。特に公用車については、平日日中の職員利用が中心であり、夜間や休日は使われていないことが多く、稼働率が決して高いとは言えないのが現状です。

そんな中、県内では湯沢市で昨年7月から12月に試験導入をし、今年度からカーシェアリング事業を本格導入し、休日に観光客や地域住民に貸し出しを行っています。

近年では、ICTの活用により車両の予約や管理も容易になり、自治体においてもカーシェアリングを導入する事例が全国的に広がりつつあります。公用車を職員のための移動手段にとどめず、観光客や地域住民の移動手段として活用していくことは地域活性化に繋がり、観光面での利便性向上にも資する可能性があります。

巡回バスやJR五能線の本数が少ない当町でも地域住民の新たな足となり、観光客の誘客にも繋がると思いますが、以下の3点を踏まえ、町長の考えを伺います。

本町の公用車の台数、稼働状況について。

共同利用による有効活用の可能性について。

本格導入に向けて、今後試験的に事業を実施する考えは。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 午後もよろしくお願いいたします。

それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

カーシェアリングは、登録を行った会員間で自動車を共同で使用するサービスであり、携帯端末のみにより予約申し込みや車両の施錠と開錠、使用料の決済ができ、レンタカーに比べて手軽に利用できることが特徴となっております。

近年は、企業のほか、自治体においても取り組みが進んでおり、町としましても観光客の移動手段として提供することができれば、観光振興や誘客に繋がる可能性があると考えております。

県内の自治体では、湯沢市において今年4月から、市がリースしている公用車1台を湯沢駅前に配置しており、8月末までに9件の利用実績があったと伺っております。

一方、町には、令和7年6月末現在において118台の公用車があり、このうち建設機械等の特殊車両や貨物自動車、バスを除き、一元管理を実施している公用車の台数は18台であります。

また、令和6年度の月平均稼働日数は約12日となっており、稼働状況だけを見れば、公用車によるカーシェアリングを行うことは十分可能と考えます。

こうしたことから、町では、公用車のカーシェアリングの導入について、事業者である株式会社トヨタレンタリース秋田と6月に協議を行ったところであります。

事業者からは、使用料は事業者の収入となる一方、通常は事業者が行う対象車両の専用駐車場への移動、車内の清掃や洗車、給油等のメンテナンス作業を町で行うことが提案されるなど、町にとってメリットが少ない内容でありました。

しかしながら、さらに協議を重ねた結果、事業者が企業としてカーシェアリングの普及を図ることを目的に、今年7月中旬から11月中旬までの期間、ハタハタ館前に1台を試験的に配置していただけることとなりました。

町といたしましては、このカーシェアリングサービスは、鉄道を利用する観光客にとって、あきた白神駅を起点とした観光ルートの可能性を大きく広げるものであり、期待をしているところであります。

現在は町のホームページにサービスの概要を掲載し、周知を図っているところではありますが、今後も様々な媒体を活用して利用促進に努めるとともに、事業者によるカーシェアリングを継続していただけるよう、事業者に働きかけてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、再質問ありませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 前向きな答弁いただいてありがとうございます。

まず、トヨタレンタリースでハタハタ館の駐車場を利用してカーシェアリングを今試験的に導入しているとのことだったんですけれども、現在2か月ぐらいたった今の利用状況の実績とか、今後11月までの利用状況、企業から情報提供を受けれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の再質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

ハタハタ館の方に事業展開しているトヨタレンタさんの方に昨日までの実績で伺ったところ、1件のみとなっております。

設置期間は11月下旬ということで、それまでに町の方でもハタハタ館と連携しながらPRの方、努めてまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） このトヨタレンタさんがやっているような民間の取り組みを、町の交通政策として今後どのように連携させていくのか。例えば、町が積極的に情報を住民に提供、周知する。また、公用車のカーシェアリング化を検討する際に、企業のノウハウやシステムを活用するといった協働の可能性についてお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） これから、まあ先ほど課長が答弁したとおりですね、まあこの2か月でまだ1件しか利用実績がないということなので、果たしてそれほど利用がなかったのかなって今思っておりますけど、ただ一方ですね、今年から急に決めた話でありましたので、なかなかその観光客向け、そしてまた当然ながら住民向けにも周知は行き届いてなかったかなというところもあります。引き続きですね、事業者側に対しましては、是非ともね来年度以降もやっていただけるようお願いをしてまいりたいと思って

おります。

また、それを、今はその事業者側が用意してる車でありますけども、これを公用車にするとした場合もですね、いずれにしてもその利用がなければなかなかそこに配置してもですね、手間ばかりかかってあまり効果がないということでもありますので、そういったところを総合的に判断しながら対応していきたいと思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まず今、民間が導入しているっていうことで、こういう時こそ積極的にその事業に関与して、将来的な導入の是非の判断をするための実証的な取り組み、例えばホームページ以外でも町の公式LINE等とかを発信して利用促進や周知活動を行うことはあまり町の負担にもならないと思うし、実証効果を高めることもできるのではないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員おっしゃるとおりでございます。今現在はですねホームページにのみでございますけれども、町の公式LINE等を使いながらですね周知を図ってまいりたいと思います。

またやっぱりですね、我々もターゲットを今、観光客に絞っているところでございますので、またあそこ、JRの駅でございますから、JRさんとかそういったところとも連携していきたいなと思っています。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まず今、試験導入ということですので、その可能性とか早い段階で町とも共有できると思います。それで将来判断しっかりできると思います。

最後に、企業が導入を行ってる今の機会、本当前向きに生かしていただいて、町が関与することで課題や可能性を解決して、公用車のカーシェアリング化、利用者の皆様にとってもより安心して利用できる移動手段、町民にも利用できる新たな移動手段になるような考えを持って続けていってもらいたいと思います。将来の町の交通政策を見据えた無理のない範囲で構いませんので、町として一步踏み出した姿勢を示していただければなと思っています。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） これらの機会をですね町の観光振興に繋がるチャンスと捉えておりますので、引き続きですねアンテナを高くしながら様々な情報をキャッチして、そし

てまた町の活性化に繋がる取り組みとして今後も継続できるように、しっかりと働きかけてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 2 番議員、再質問ありませんか。

○2 番（伊藤一八君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで2 番議員の一般質問を終了いたします。

追加日程第1、陳情第4号、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

本件については、令和7年6月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

令和7年6月議会定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、再審法改正の意見書の採択を求める陳情書について、8月7日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、冤罪被害者をいち早く確実に救済するための陳情の内容に理解できるとし、全員賛成で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願います。

これより陳情第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第4号、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12日午前10時より開会し、議案審議等を行います。

これにて散会します。お疲れ様でございました。

午後 1 時 1 7 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 8 番 見 上 政 子

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

令和7年9月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和7年9月12日（金曜日）

議事日程第3号

令和7年9月12日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 議案第68号 令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について

第4 議案第69号 令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第5 議案第70号 令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第6 議案第71号 令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7 議案第72号 令和6年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第8 議案第73号 令和6年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第9 議案第74号 令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について

第10 議案第75号 令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定について

追加日程第1 議案第77号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第78号 令和7年度八峰町一般会計補正予算（第6号）

追加日程第3 発議第11号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書について

追加日程第4 発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（１人）

５番 水 木 壽 保

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	岡 本 勇 人
財 政 課 長	堀 内 敬 文	企画政策課長	高 杉 泰 治
建 設 課 長	浅 田 善 孝	防災町民課長	工 藤 善 美
農林水産課長	堀 内 和 人	商工観光課長	成 田 拓 也
税務会計課長	今 井 利 宏	福祉保健課課長補佐	金 平 喜美仁
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 本 望
生涯学習課長	鈴 木 美由紀	農業委員会事務局長	内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	-------	-----------	---------

午前１０時００分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には、最終日までお付き合いをいただき、ありがとうございます。

５番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番門脇直樹君、11番山本優人君、１番笠原吉範君の３名を指名します。

日程第２、日程の追加についてを議題とします。

議案第77号と議案第78号、発議第11号と発議第12号の追加議案につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第77号及び議案第78号と発議第11号及び発議第12号を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議案とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 見上さん、今の「本日」って言ったったども、9月10日、議会運営委員会開催したの。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） あ、ごめんなさい。

○議長（皆川鉄也君） そこ、「本日」でなくて「9月10日」に直してください。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） 9月。

○議長（皆川鉄也君） 10日。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） 10日、はい、失礼いたしました。

訂正いたします。「本日の日程」のところを「9月10日の日程」に。

（「ああああ、違う、違う、違う」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 議運やったやつを今日でなくて9月10日。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） あ、ごめんなさい。もう一回最初から行います。すいません、今までの訂正します。

○議長（皆川鉄也君） 見上さん、原稿これ。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） ああ、こっち。訂正いたします。

議会運営委員会の副委員長の見上でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、9月10日、議長同席のもとで議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第77号と議案第78号、発議第11号と発議第12号を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議題とすることに決定いたしましたので、報告いたします。よろしくをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会副委員長報告のとおり、

議案第77号と議案第78号、発議第11号と発議第12号を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号と議案第78号、発議第11号と発議第12号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月2日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、日程第3、議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定についての議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第43条及び44条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

これより令和6年度八峰町一般会計・各特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算の審査結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。
菊地決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月2日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、令和6年度八峰町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算認定に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については賛成多数で、議案第72号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号、令和6年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、議案第75号、令和6

年度八峰町下水道事業会計決算認定については全員賛成で、それぞれ認定するものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和6年度決算に関する付帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 日程第3、議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 一般会計に反対討論を行います。

まず、税、財政が果たすべき役割は、社会保障や教育をはじめ、国民の暮らしや営業を守ることと、能力に応じた税制や社会保障制度による所得の再配分で格差の是正を図ることだと考えます。

まず、ハタハタ館の大規模改修と入浴料と休憩室の値上げは、町民の福祉に繋がらないことです。一般1人500円から700円、休憩料も一般1人400円から500円に値がったことは、ますます町民離れになりました。合併特例債が前年度の2倍に増えています。

ハタハタ館の大規模改修は7,800万円。合併10年までに使えることから、国は公共事業を推奨していますが、第三セクターに投資することで借金を増やし、今後の財政逼迫に繋がります。

政府の物価高騰重点支援交付金には学校給食の支援がありますが、半額助成しているからと利用しませんでした。半額で十分としたことは、近隣市町が給食無償化を実施している中で、子育て支援対策が立ち遅れてしまいました。短期間であっても利用できるものは利用して、財政を助けることが必要です。

また、税の滞納状況によると、滞納者に複数年度、複数税目の滞納がある場合、分納を直近の滞納分及び国保、固定、町民税の順番で解消するとしながらも、10年先までの滞納も存在するとの説明がありました。しかし、地方自治研究機構の市税の時効についての資料によると、税のそれぞれの法で定めたものがありますけれども、市税、下水道受益者負担は5年で、国保は時効の定めがないが、自治法236条の消滅時効に定めるとしています。それが施行されていません。介護保険は介護法で2年、水道料は民法で2年としていますので、施行されていると思います。滞納額を増やさないためにも、要綱にある家族全員の金融機関調べの同意書を求めることはやめるべきです。

以上のことを求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第69号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国民健康保険事業勘定特別会計に反対をいたします。

令和6年12月2日、全保険に資格確認書が発行され、国保の場合は今までの短期保証は翌年の7月31日まで有効となり、事実上、短期保険証はなくなりますが、資格証明書は資格確認療養費として残り、12世帯15人が医療費窓口負担10割になります。国保会計は10年先までも未納があるとしませんが、速やかに5年後の未納は不納欠損すべきです。県によっては国保税1年未満になると資格確認療養費が発行されるところもあります。八峰町の場合、1年滞納だと500世帯100人以上が対象となります。秋田県もそうならないとは限りません。病院行きそびれは病気の重篤化に繋がり、かえって国保会計の負担になります。誰もが安心して病院にかかるようにするためには、まず滞納を軽くする対策が必要です。

以上のことを求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第70号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険事業勘定特別会計に反対をいたします。

実質収支が1億4,748万6,000円で、令和5年もほぼ同じ1億4,500万円あまり、その前も、若干増えてますが、ほぼ同じ状態です。

高齢者率が53%を超えました。保険料を納めてきた人は平等に給付を行うのが保険制度ですが、それが大前提ですけれども、利用できないなどの給付抑制路線でこの前提が崩れつつあります。団塊世代にとっては先が不安になります。利用料が一番少なくて済む特養は満室、ショートステイが受けられないのが現状です。ショートステイを利用すると特養に入りやすいなど、こういう話がありますが、この道が途絶えてしまいます。高額介護施設を探さなければなりません。80歳以上の方々が国民年金を満額受けてたり、老齢厚生年金を受けてる人はどのくらいいるのでしょうか。かなり少ないと思います。この人たちは10万円以上の介護施設に入るには、家族の協力がどうしても得られなければなりません。若年で介護の認定を受けて利用料を払えず離婚の形を取ったり、世帯分離して生保の手続をするなどの家族の崩壊が生まれつつあるというのが今の現状です。

町でできることは、介護度に応じた紙おむつの補助を、レシートを持参して役場に行かなくとも年間利用できるように決められた額の購入券を配布してほしいというこういう要望がありました。一般質問で行いましたけれども、これは叶いませんでした。入所施設費の一部負担の実質収支額の差額1億4,000万円を利用して賄えるのではないのでしょうか。また、国に求める補助率を上げ、自分の年金の半額の半分も利用料で施設入所することを賄えるような、こういう制度にしなければならないと思います。

老後を安心して生活できるための介護保険制度を希求して、この制度に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第71号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

75歳以上の保険制度が、年金が1万5,000円未満の方や無年金の方にも普通徴収の形で納付書が届きます。前年比75%増えています。普通徴収額は、特別徴収額、前年よりも40%増えています。納付書が届いて払うことが困難になると、国保と同じ特別療養給付費型資格確認書が適用されます。10割負担になります。また、入院しても医療費を生活が苦しくて払えない場合は、国保にある医療費一部負担減免制度がありますけれども、後期高齢者保険医療制度にはこれはありません。

後期高齢者医療保険の運営は県に統一されて、地方の首長の方々が委員となって構成されています。内容は公表されていますが、身近に目にすることではありません。まして、それぞれの首長の方々が低所得者の実態について報告されてるとは思えません。

以上のような、このような後期高齢者医療制度に私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第7、議案第72号、令和6年度八峰町沢目財産特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第73号、令和6年度八峰町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第74号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第10、議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第72号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号から議案第75号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号から議案第75号は原案のとおり認定されました。

以上、令和6年度決算認定に関わる議案については全て認定されました。

追加日程第1、議案第77号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第77号についてご説明いたします。

議案第77号、工事請負契約の締結について。

令和7年9月8日に指名競争入札に付した、旧埴川小学校解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契 約 の 目 的 旧埴川小学校解体工事

契 約 金 額 1億2,309万円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々43-1

高田住宅工業株式会社 峰浜本店

本店長 金子 信

支 出 項 目 令和7年度一般会計

2 款 総務費

1 項 総務管理費

5 目 財産管理費

令和 7 年 9 月 12 日 提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

なお、入札調べ提出しておりますので、併せてご覧ください。

今回の解体工事につきましては、旧埴川小学校が平成 27 年で閉校した後、10 年間で貸付実績が無償貸付 1 件であったこと、このようなことから今後も全館貸付若しくは譲渡の可能性が低いと判断したこと、また、令和 5 年度に電気設備改修等で費用が要しており、今後も維持経費に多額の経費がかかる見込みがあり、また、解体費用が増嵩しており、この傾向が今後も続くと思われることなどから、有利な財源である合併特例債の適用期限である令和 7 年度までに解体を行った方が財政的に有利と判断し、今回の工事の施工となったものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 77 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第 77 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 2、議案第 78 号、令和 7 年度八峰町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第 78 号、令和 7 年度八峰町一般会計補正予算

(第6号)についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,456万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,253万3,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の追加につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年9月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正の追加についてでございますが、農地農業用施設災害復旧事業と公共土木施設災害復旧事業につきまして、災害査定事業の財源に災害復旧事業債を充当することとし、町債の限度額をそれぞれ90万円と1,800万円とするものでございます。

7ページ・8ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたしますが、このたびの追加提案の補正予算は、8月20日の大雨により被災した農地や町道・河川の国の災害査定を受けるために必要な測量設計や被災箇所の修繕などに要する経費の追加でございます。

なお、被害額につきましては、町長が行政報告でも申し上げましたが、公共土木施設と農地農業用施設を合わせて約6,000万円と見込んでおります。

それではまず歳入についてですが、16款県支出金2項9目災害復旧費補助金1節農地農業用施設災害復旧費補助金につきましては、農地・農業用施設小災害支援事業費補助金293万3,000円を追加するものでございます。

20款繰越金につきましては、補正予算の財源として1,273万3,000円を追加するものでございます。

22款町債1項8目災害復旧事業債1節農林水産業施設災害復旧事業債は、農地の災害査定事業に充当する町債を90万円追加するものでございます。

また、次の2節公共土木施設災害復旧事業債につきましても、町道や河川の公共土木施設の災害査定事業に充当する町債を1,800万円追加するものでございます。

9 ページ・10 ページをお開きください。

続きまして歳出をご説明いたします。

11 款災害復旧費 1 項 1 目公共土木施設災害復旧費 3 節職員手当等につきましては、国の災害査定に向けた事前準備に伴い、今後、職員の時間外休業勤務手当が不足すると見込まれるため、35 万円を追加するものでございます。

10 節需用費につきましては、町道の路肩崩壊や河川の法面崩落などが発生した箇所の修繕料として 920 万円を追加するものでございます。

11 節役務費につきましては、採石が流出した町道を修復するため、重機を改装する手数料として 5 万円を追加するものでございます。

12 節委託料につきましては、被災した町道 2 か所と河川 3 か所の国の災害査定を受けるため、公共土木施設災害測量設計業務委託料として 1,800 万円を追加するものでございます。

次に、2 項 2 目の農地農業用施設災害復旧費につきましては、被災した農地 1 か所の国の災害査定を受けるため、12 節委託料に農地・農業用施設災害測量設計業務委託料として 110 万円を追加するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金につきましては、国の災害復旧事業の対象とならない農地や農業用施設の災害復旧工事を行う農家に対し、その負担軽減を図るため、補助率 3 分の 2 として支援する農地・農業用施設小災害支援事業補助金 586 万 6,000 円を追加するものでございます。

なお、被災した箇所図を資料としてタブレットに掲載しておりますので、ご覧になっていただき、参考にさせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 78 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第 78 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、発議第11号、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第4、発議第12号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長より、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

日程第12、常任委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所掌事項のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時39分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 10番 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 山 本 優 人

同 署名議員 1 番 笠 原 吉 範